

# 防災県土整備企業常任委員会提出資料

## 1 議案説明事項

- (1) 議案第 41 号  
三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1
- (2) 議案第 65 号、第 66 号  
工事請負契約について . . . . . 11
- (3) 議案第 68 号  
県道の路線廃止について . . . . . 15
- (4) 議案第 69 号、第 70 号  
訴えの提起（和解を含む。）について . . . . . 17

## 2 所管事項

- (1) 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の  
運用等について改善を求める請願の処理経過について . . . . . 21
- (2) 平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応結果及び  
平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応方針 . . . . . 23
- (3) 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定について . . . . . 51
- (4) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について . . . . . 59
- (5) 三重県住生活基本計画の変更について . . . . . 61
- (6) 横断歩道橋へのネーミングライツの導入について . . . . . 63
- (7) 審議会等の審議状況 . . . . . 65

### 《別添資料》

- ・新三重県建設産業活性化プラン（仮称）（案）

平成 29 年 3 月 13 日

県 土 整 備 部

## 【議案第 41 号】三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

### 1 改正理由

特定公共賃貸住宅の空き住戸の有効利用を図るため、特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅を、公営住宅と同様に低額所得者に賃貸することができるよう、県営住宅の管理についての規定等を整備するものです。

### 2 改正内容

(1) 県営住宅の定義に「公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するため特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設（以下「準公営住宅」という。）」を追加します。

(2) 県営住宅に「準公営住宅」を追加したことに伴い、県営住宅に関する規定を整備します。

(3) 学校教育法の改正により、「中学校を卒業するまでの同居者」を「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある同居者」に改正します。

### 3 条例の施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

(参考)

(平成 29 年 3 月 1 日現在)

特定公共 賃貸住宅	総戸数	空き戸数	用途廃止 予定戸数	平成 28 年度 家賃(月額)
サンシャイン 千里(津市内)	20	16	16	(特公賃) 69,000 円 (公営) 21,700 円～43,000 円
エスペラント 末広(松阪市内)	8	5	5	(特公賃) 83,000 円 (公営) 24,500 円～43,200 円



○三重県営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二 (略)</p> <p>第二章 県営住宅の管理(第四条―第三十九条の二)</p> <p>第三章 社会福祉事業等への活用(第四十条―第四十六条)</p> <p>第四章 法第四十五条第二項に基づく公営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅) (第四十条―第五十条)</p> <p>第五章(附則) (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語第二條の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 県営住宅 県が設置する住宅及びその附帯施設で、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 法第二条第二号に規定する公営住宅(以下「公営住宅」という。)</p> <p>ロ 公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するため三重県特定公共賃貸住宅条例(平成八年三重県条例第二十八号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅としての用途を廃止した住宅及びその附帯施設(以下「準公営住宅」という。)</p> <p>二 共同施設 県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な児童遊園、集会所、管理事務所、広場及び緑地、通路、立体的遊歩道及び人工地盤施設並びに駐車場をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 県営住宅監理員 県営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために、職員のうちから知事が任命する者をいう。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第五条 知事は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず県営住宅に入居させることができる。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二 (略)</p> <p>第二章 県営住宅の管理(第四条―第三十九条)</p> <p>第三章 法第四十五条第一項に基づく社会福祉事業等への活用(第四十条―第四十六条)</p> <p>第四章 法第四十五条第二項に基づく県営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅) (第四十条―第五十条)</p> <p>第五章(附則) (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 県営住宅 県が国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。</p> <p>二 共同施設 法第二条第九号及び公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第一条に規定する施設をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 県営住宅監理員 法第三十三条の規定により知事が任命する者をいう。</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第五条 知事は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず県営住宅に入居させることができる。</p> <p>一・二 (略)</p>

- 三 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- 四 県営住宅建替事業による公営住宅の除却
- 五〽八 (略)

(入居の資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、次第六条の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 (略)

二 その者及び同居しようとする親族が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第三十九条第一項(同項第七号の規定に該当する場合を除く。)又は三重県特定公共賃貸住宅条例第二十八条第一項の規定による住宅の明渡し(平成二十八年四月一日以後に受けた場合であつて、第三十九条第二項の規定による知事が指定する期限又は同条例第二十八条第一項の規定による明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から二年を経過していないこと。

ロ〽二 (略)

三・四 (略)

五 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に  
 応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元

(1)〽(6) (略)

(7) 十五歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある同居者がある入居者

ロ・ハ (略)

六・七 (略)

2〽4 (略)

(入居者資格の特例)

第七条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2〽5 (略)

(入居の申込み及び決定)

- 三 県営住宅の借上げに係る契約の終了
- 四 県営住宅建替事業による県営住宅の除却
- 五〽八 (略)

(入居の資格)

第六条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

一 (略)

二 その者及び同居しようとする親族が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第三十九条第一項(同項第七号の規定に該当する場合を除く。)又は三重県特定公共賃貸住宅条例(平成八年三重県条例第二十八号)第二十八条第一項の規定による住宅の明渡しの請求を平成二十八年四月一日以後に受けた場合であつて、第三十九条第二項の規定による知事が指定する期限又は同条例第二十八条第一項の規定による明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から二年を経過していないこと。

ロ〽二 (略)

三・四 (略)

五 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に  
 応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元

(1)〽(6) (略)

(7) 中学校を卒業するまでの同居者がある入居者

ロ・ハ (略)

六・七 (略)

2〽4 (略)

(入居者資格の特例)

第七条 県営住宅の借上げに係る契約の終了又は県営住宅の用途の廃止により当該県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2〽5 (略)

(入居の申込み及び決定)

第八条 (略)

2 前項の申込みは、一回の入居者の公募につき一つの県営住宅に限りできるものとする。

3 (略)

4 知事は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げ期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならぬ旨を通知しなければならない。

(入居の承継)

第十三条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、引き続き当該県営住宅に入居することができる。

254 (略)

(家賃の決定)

第十四条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入(同条第三項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第三項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、公営住宅の入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、当該公営住宅の家賃を近傍同種の住宅の家賃とすることができる。

3・4 (略)

5 準公営住宅の毎月の家賃は、その住宅を公営住宅とみなして、前各項の規定を適用して算定した額とする。

(修繕の実施及び費用の負担)

第十九条 (略)

2 知事は、前項の規定にかかわらず、借上げにより整備した公営住宅の修繕費用に関しては別に定めるも

第八条 (略)

2 前項の申込みは、一回の入居者の公募につき一つの公営住宅に限りできるものとする。

3 (略)

4 知事は、借上げに係る県営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該県営住宅の借上げ期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならぬ旨を通知しなければならない。

(入居の承継)

第十三条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第十一条で定めるところにより、知事の承認を受けて、引き続き当該県営住宅に入居することができる。

254 (略)

(家賃の決定)

第十四条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項の規定により認定された収入(同条第三項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第二十七条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第三項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第二条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十三条第一項の規定による請求を行ったにもかかわらず、県営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、県営住宅の入居者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、当該県営住宅の家賃を近傍同種の住宅の家賃とすることができる。

3・4 (略)

(新設)

(修繕の実施及び費用の負担)

第十九条 (略)

2 知事は、前項の規定にかかわらず、借上げ県営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

のとする。

3 (略)  
(収入超過者に対する家賃)

第二十九条 第二十七条第一項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第十四条第一項及び第五項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、次項及び第三項に規定する方法により算出した額を、毎月、家賃として支払わなければならない。

2 知事は、公営住宅に係る前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項に規定する方法によらなければならない。

3 知事は、準公営住宅に係る第一項に定める家賃を算出しようとするときは、その住宅を公営住宅とみなして、前項の規定を適用する。

4 (略)  
(高額所得者に対する家賃等)

第三十一条 第二十七条第二項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第十四条第一項及び第五項並びに第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)  
(期間通算)

第三十二条 (略)

2 知事が第三十五条の規定による申出をした者を県営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第二十七条から前条までの規定の適用については、その者が当該県営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。  
(収入状況の報告の請求等)

第三十三条 知事は、第十四条第一項若しくは第五項、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十八条(第二十九条

3 (略)  
(収入超過者に対する家賃)

第二十九条 第二十七条第一項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、次項に規定する方法により算出した額を、毎月、家賃として支払わなければならない。

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第二項に規定する方法によらなければならない。  
(新設)

3 (略)  
(高額所得者に対する家賃等)

第三十一条 第二十七条第二項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第十四条第一項及び第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に県営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)  
(期間通算)

第三十二条 (略)

2 知事が第三十五条の規定による申出をした者を県営住宅建替事業により新たに整備された県営住宅に入居させた場合における第二十七条から前条までの規定の適用については、その者が当該県営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された県営住宅に入居している期間に通算する。  
(収入状況の報告の請求等)

第三十三条 知事は、第十四条第一項、第二十九条

第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十八条(第二十九条第三項又は第三

第四項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第三十条第一項の規定による明渡し請求又は第三十五条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、県営住宅監理員が必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

2 (略)

(建替事業による明渡し請求等)

第三十四条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第三十八条第一項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対して期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第三十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十一条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と、「県営住宅」とあるのは「公営住宅」と読み替えるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第三十五条 県営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第四十条第一項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、その旨を知事に申し出なければならない。

2 (略)

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第三十六条 知事は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず

十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第三十条第一項の規定による明渡し請求又は第三十五条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対して、県営住宅監理員が必要な書類を閲覧し、若しくはその内容を記録することを求めることができる。

2 (略)

(建替事業による明渡し請求等)

第三十四条 知事は、県営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第三十八条第一項の規定に基づき、除却しようとする県営住宅の入居者に対して期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 前項の規定は、第三十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第三十一条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十四条第二項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される県営住宅への入居)

第三十五条 県営住宅建替事業の施行により除却すべき県営住宅の除却前の最終の入居者が、法第四十条第一項の規定により、当該建替事業により新たに整備される県営住宅に入居を希望するときは、その旨を知事に申し出なければならない。

2 (略)

(県営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第三十六条 知事は、前条の申出により県営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず



ず、令第十一条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第三十七条 知事は、法第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項若しくは第五項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十一条の表に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡し請求)

第三十九条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、その県営住宅の明渡しを請求することができる。

一 一六 (略)

七 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

八 (略)

2 5 (略)

6 知事は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十四条第一項の通知をすることができる。

(準公営住宅の管理)

第三十九条の二 準公営住宅の管理に当たっては、この章に定めるもののほか、法第三章の規定に準じて、適正に管理を行うものとする。

### 第三章 社会福祉事業等への活用

(準用)

第四十三条 社会福祉法人等による県営住宅の使用に当たっては、第十六条、第十七条、第十九条から第二十六条まで、第三十四条及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第十六条中「入居指定日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第

ず、令第十一条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(県営住宅の用途の廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例)

第三十七条 知事は、法第四十四条第三項の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十四条第一項、第二十九條第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、令第十一条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡し請求)

第三十九条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、入居の決定を取り消し、その県営住宅の明渡しを請求することができる。

一 一六 (略)

七 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

八 (略)

2 5 (略)

6 知事は、県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該県営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十四条第一項の通知をすることができる。

(新設)

### 第三章 法第四十五条第一項に基づく社会福祉事業等への活用

(準用)

第四十三条 社会福祉法人等による県営住宅の使用に当たっては、第十六条、第十七条、第十九条から第二十六条まで、第三十四条、第三十八条及び第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第十六条中「入居指定日」とあるのは「使用開始可

三十条第一項又は第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第三十九条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第十七条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

#### 第四章 法第四十五条第二項に基づく公営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

##### （使用許可及び管理）

第四十七条 知事は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

2 知事は、公営住宅を前項の規定に基づいて使用させる場合には、当該公営住宅を特定優良賃貸住宅法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

##### （入居の資格）

第四十八条 前条第一項の規定により、公営住宅を使用することができる者は、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならぬ。

##### 一（略）

二 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において前条第一項に規定する公営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの（所得が知事の定める基準に該当する者に限る。）

三 同居親族がない入居者の居住の用に供する前条第一項に規定する公営住宅については、同居親族がない者であつて、知事が定める基準に該当するもの（所得が知事の定める基準に該当する者に限る。）

##### （家賃）

第四十九条 第四十七条第一項の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第十四条第一

能日」と、「第三十条第一項又は第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「第三十九条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第十七条中「入居時」とあるのは「使用開始時」と読み替えるものとする。

#### 第四章 法第四十五条第二項に基づく県営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

##### （使用許可及び管理）

第四十七条 知事は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三条第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により県営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合においては、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該県営住宅をこれらの者に使用させることができる。

2 知事は、県営住宅を前項の規定に基づいて使用させる場合には、当該県営住宅を特定優良賃貸住宅法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

##### （入居の資格）

第四十八条 前条第一項の規定により、県営住宅を使用することができる者は、第六条第一項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならぬ。

##### 一（略）

二 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において前条第一項に規定する県営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの（所得が知事の定める基準に該当する者に限る。）

三 同居親族がない入居者の居住の用に供する前条第一項に規定する県営住宅については、同居親族がない者であつて、知事が定める基準に該当するもの（所得が知事の定める基準に該当する者に限る。）

##### （家賃）

第四十九条 第四十七条第一項の規定により使用に供される県営住宅の毎月の家賃は、第十四条第一

項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の家賃を変更することができる。

一・二 (略)

三 公営住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

四 (略)

3・4 (略)

(準用)

第五十条 第四十七条第一項の規定による公営住宅の使用については、同条第二項から前条までに定めるもののほか、第四条、第五条、第八条から第十三条まで、第十六条から第二十六条まで、第三十三条から第三十九条まで及び第五十二条の規定を準用する。この場合において、第八条第一項中「前二条」とあるのは「第四十八条」と、第十六条第一項中「第三十条第一項又は第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第三十三条第一項中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十八条(第二十九条第三項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。 )の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第三十条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十五条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第四十九条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

項、第二十九条第一項又は第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の家賃を変更することができる。

一・二 (略)

三 県営住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

四 (略)

3・4 (略)

(準用)

第五十条 第四十七条第一項の規定による県営住宅の使用については、同条第二項から前条までに定めるもののほか、第四条、第五条、第八条から第十三条まで、第十六条から第二十六条まで、第三十三条から第三十九条まで及び第五十二条の規定を準用する。この場合において、第八条第一項中「前二条」とあるのは「第四十八条」と、第十六条第一項中「第三十条第一項又は第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第三十三条第一項中「第十四条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十一条第一項の規定による家賃の決定、第十八条(第二十九条第三項又は第三十一条第三項において準用する場合を含む。 )の規定による家賃若しくは敷金若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第三十条第一項の規定による明渡しの請求又は第三十五条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第四十九条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

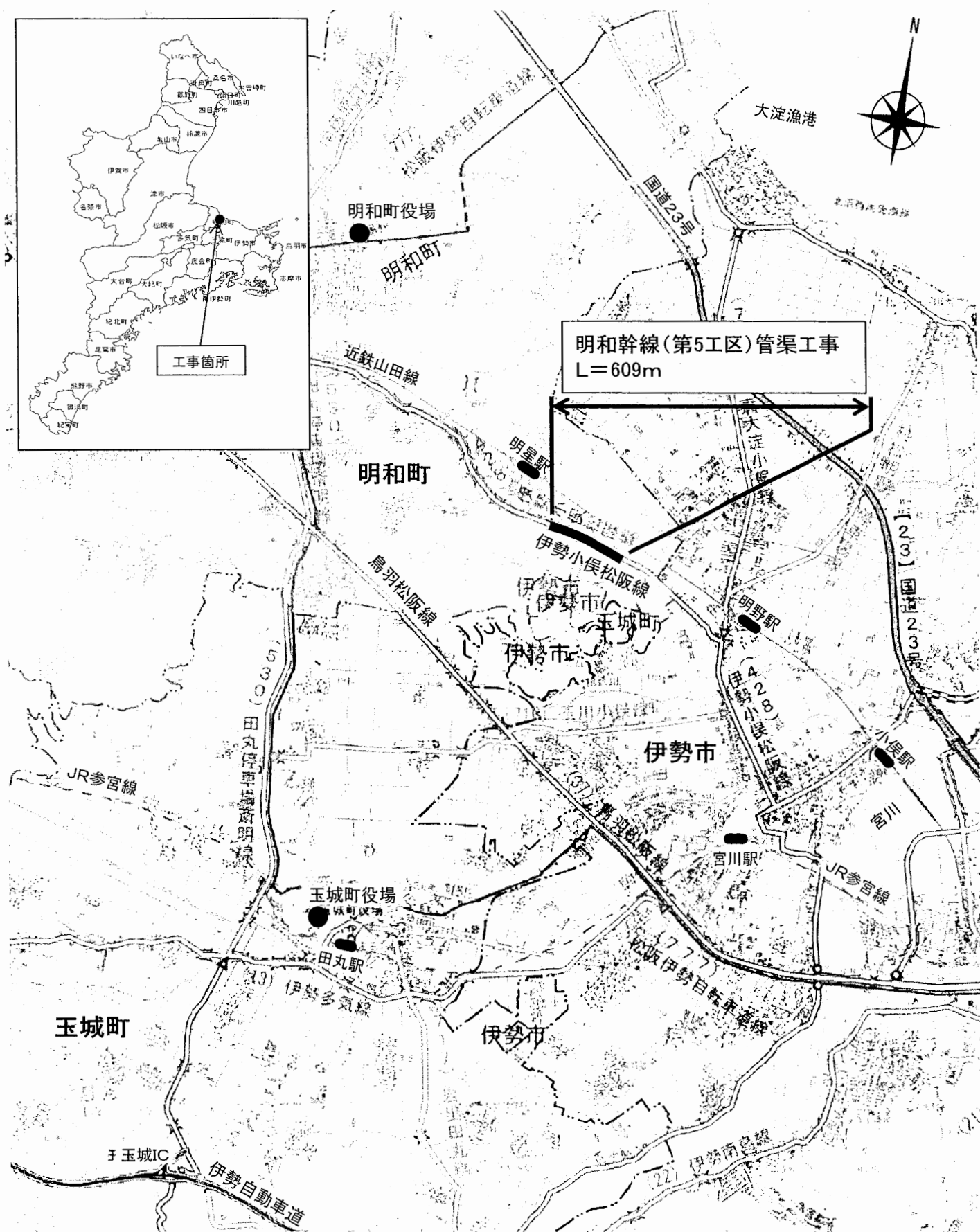
議案番号 第65号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	宮川流域下水道（宮川処理区）内宮幹線（第4工区）管渠工事			
施 工 場 所	伊勢市通町地内～黒瀬町地内			
契 約 金 額	476,172,000円（消費税等含む）			
請 負 者 住 所 氏 名	伊勢市浦口4丁目1番11号 山野・森特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社山野建設 代表取締役 山野 稔			
契 約 工 期	議決日より605日間			
工 事 内 容	施工延長 L=1,020m 推進工（φ800mm） L=1,009m 立坑工 3箇所 人孔工 3基		<u>共同企業体構成員</u> 伊勢市円座町1005番地 株式会社森組 代表取締役 森 修	
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価方式）			
入 札 状 況	年 月 日	平成28年12月6日	評価値 2.68768（最高値 2.68768 最低値 2.67634）	
	業 者 数	2	価 格	最低 476,172,000 円（消費税等含む） 440,900,000 円（消費税等抜き）
				最高 476,172,000 円（消費税等含む） 440,900,000 円（消費税等抜き）
	回 数	1	予 定 格 価 格	529,090,920 円（消費税等含む） 489,899,000 円（消費税等抜き）



議案番号 第66号 工 事 請 負 契 約 に つ い て					
工 事 名	宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事				
施 工 場 所	多気郡明和町大字新茶屋地内～大字明星地内				
契 約 金 額	519,490,800円（消費税等含む）				
請 負 者 住 所 氏 名	松阪市飯南町粥見2318番地3 中央・山二特定建設工事共同企業体 代表者 中央土木株式会社 代表取締役 角谷 勝利				
契 約 工 期	議決日より580日間				
工 事 内 容			共 同 企 業 体 構 成 員		
施工延長 L=609m 推進工（φ1000mm） L=602m 立坑工 1箇所 人孔工 1基			多気郡大台町明豆403 山二建設株式会社 代表取締役 西山 啓司		
契 約 方 法	一般競争入札（総合評価方式）				
入 札 状 況	年 月 日	平成28年12月19日	評 価 値 2.45109（最高値 2.45109 最低値 2.43238）		
	業 者 数	5	価 格	最低	519,490,800 円（消費税等含む） 481,010,000 円（消費税等抜き）
				最高	519,490,800 円（消費税等含む） 481,010,000 円（消費税等抜き）
	回 数	1	予 定 価 格	577,215,720 円（消費税等含む） 534,459,000 円（消費税等抜き）	

# 【議案第66号】

## 位置図



## 【議案第 68 号】 県道の路線廃止について

主要地方道伊勢市停車場線について、伊勢市へ市道として移管することとなりましたので、県道廃止を行います。

### 1 対象路線

(いせしていしゃじょうせん)

路線名 伊勢市停車場線 (路線番号 21)

路線延長 390.7m

昭和 29 年 12 月 25 日認定 (昭和 47 年 3 月 31 日改正)

道路法第 7 条 5 号該当

### 2 廃止理由

当該路線は伊勢市駅と伊勢神宮外宮を結ぶ、歩行者の通行が中心の路線です。この利用状況を生かし、当該路線では伊勢市等が主催のさまざまなイベントが開催され、地域活性化に寄与しています。

地域活性化の主体である伊勢市が当該路線の管理者となることで、許認可手続等、道路管理が円滑になることが期待できます。

当該路線の全区間を移管することについて伊勢市との協議が整いましたので、県道を廃止して伊勢市へ移管します。

### 3 今後の予定

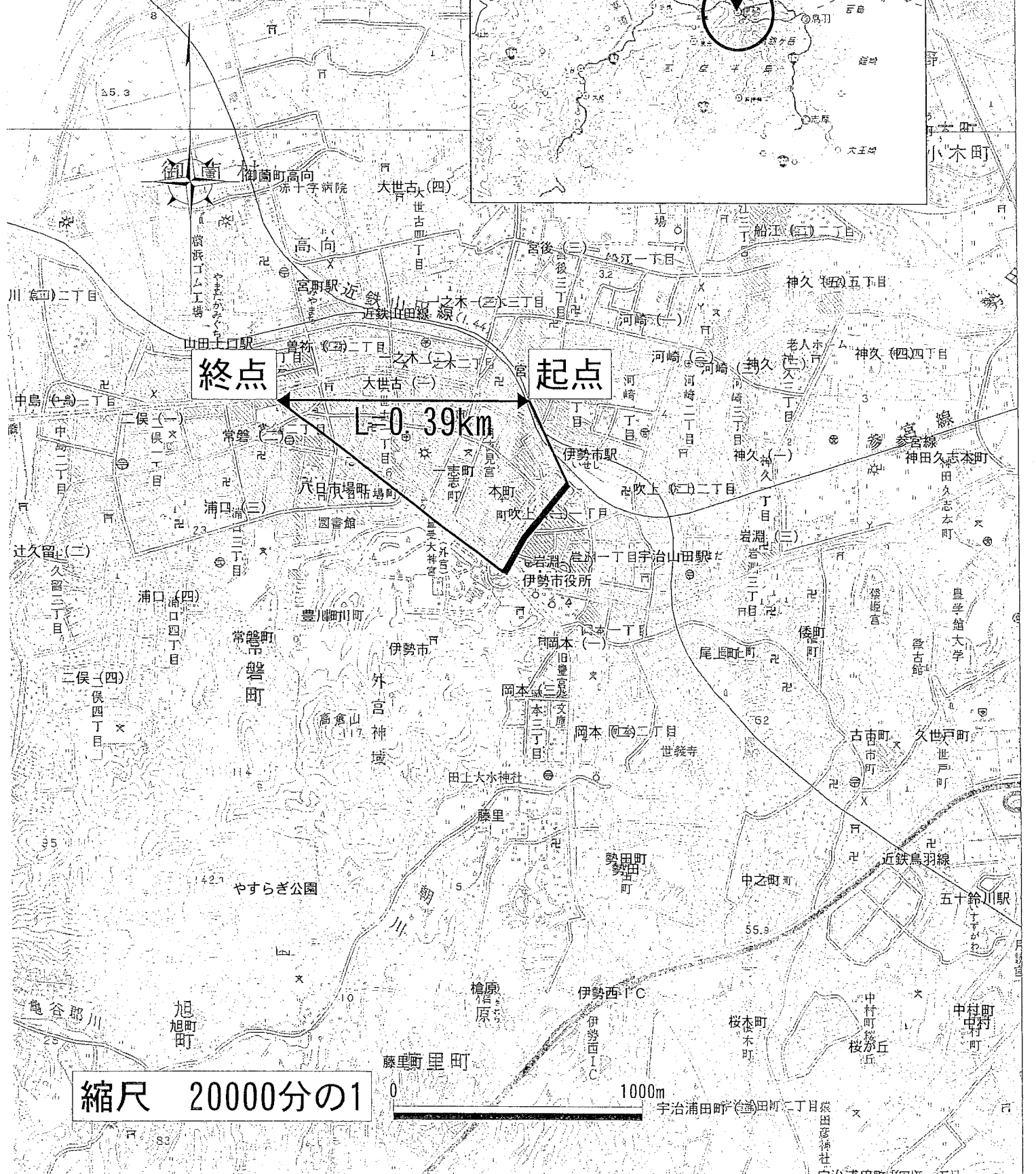
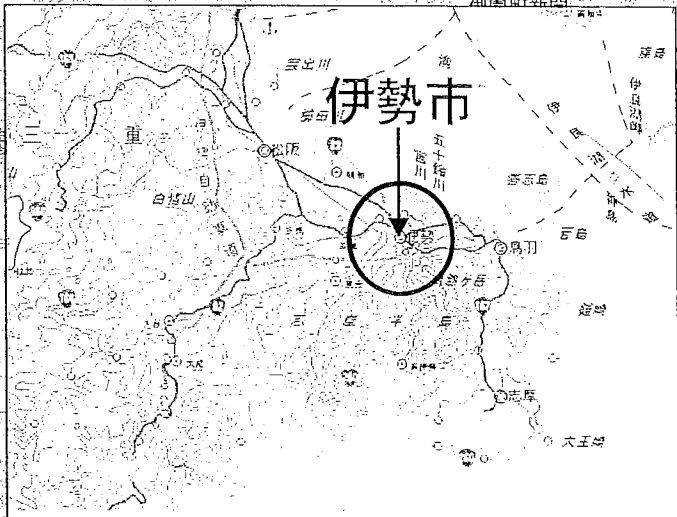
平成 29 年 3 月 : 県議会県道廃止および市議会市道認定の議決  
県による廃止および伊勢市による認定の公示

平成 29 年 4 月 1 日 : 伊勢市による管理開始

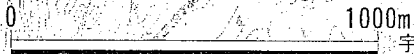


【議案第68号】

廃止路線  
路線番号21号  
伊勢市停車場線



縮尺 20000分の1



## 【議案第 69 号、第 70 号】訴えの提起（和解を含む。）について

県道青山美杉線（昭和 52 年 3 月 18 日供用開始）のうち、川上ダム建設により水没する区域の敷地は、用途を廃止し、ダム用地として独立行政法人水資源機構に引渡すこととなっています。

水没する区域の敷地の一部には、三重県への登記がされていない個人名義の土地が 2 筆あります。

これらの土地は、県道として、供用から現在に至るまで県が占有、管理していることから、登記名義人に、寄付を原因とする所有権移転登記を行うよう依頼しましたが、協力が得られませんでした。

このため、民法第 162 条による時効を援用し、登記手続を命ずる判決を得る必要があるため、本訴訟を提起します。

### ※民法第 162 条

20 年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

### 【訴訟の内容】

#### (1) 事件名

所有権移転登記手続請求事件

#### (2) 対象地・相手方（登記名簿人）

##### ① 議案第 69 号

対象地：伊賀市川上字中縄手 1084 番 3（地目：公衆用道路 地積 148 m<sup>2</sup>）

相手方：伊賀市 [REDACTED]

##### ② 議案第 70 号

対象地：伊賀市川上字中縄手 1213 番（地目：公衆用道路 地積 3.30 m<sup>2</sup>）

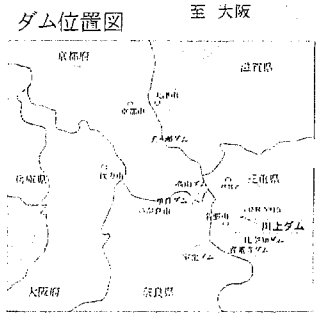
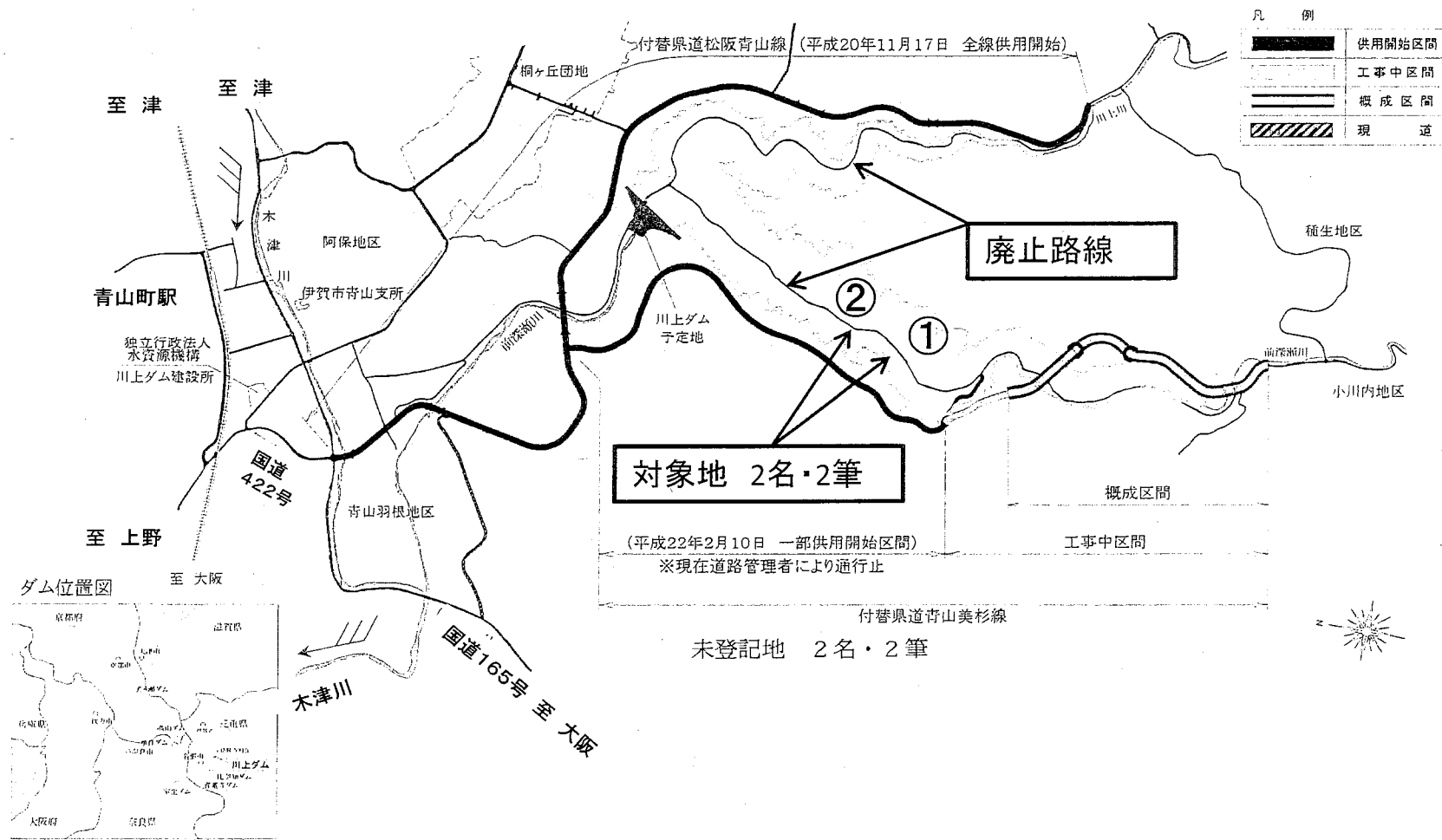
相手方：伊賀市 [REDACTED]

# 【議案第69号、第70号】 川上ダム位置図



# 未登記地位置図

(平成28年4月1日時点)





採択された請願、陳情の処理状況

県土整備部

採択された 定例会の別	受理番号	件 名	処理の経過及び結果
平成28年 定例会 11月定例会 会議	請願 第30号	開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて	<p>開発事業者に対し、土砂災害警戒区域等の指定の見込み等について積極的な情報提供に努めるよう、建設事務所及び開発権限を有する市にあらためて文書で通知を行うとともに、会議でも依頼しました。</p> <p>今後も「土砂災害警戒区域等の指定」、「土砂災害危険箇所」及び「土砂災害警戒区域等の指定の見込み」に関する情報を積極的に提供していきます。</p>



## 平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応結果 及び平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応方針

### I 平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応結果

- 1 平成 27 年度包括外部監査のテーマ  
外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2 県土整備部における監査対象団体及び監査報告数

団体名	指摘	意見	合計
三重県土地開発公社	3	9	12
三重県道路公社	6	6	12
公益財団法人三重県下水道公社	6	12	18
合 計	15	27	42

※指摘：法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、  
または著しく適切さを欠くと判断されるもの  
意見：監査人としての意見を述べるもの

3 指摘及び主な意見の概要並びに対応結果

(1) 三重県土地開発公社

<指摘>

① 固定資産の管理について (31 ページ①)

【指摘の概要】 本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合は使用料を請求するのが一般的である。今後は適正な使用料の請求をすべきである。

【対応結果】 平成 27 年度から適正な費用負担を算出し請求を行っています。

② 予算の決裁権限者について (31 ページ②)

【指摘の概要】 予算の流用について決裁権限者を明確にすることが必要である。

【対応結果】 平成 28 年度から予算の流用決裁権者を明確にするために「三重県土地開発公社決裁規程」を改正しました。

③ 用地管理システムに係るパスワードの管理について (31 ページ③)

【指摘の概要】 業務システム及び端末利用時の Windows 認証にパスワードを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、パスワードには、情報セキュリティ対策基準にあるとおりの設定が適用される必要がある。

【対応結果】 平成 27 年度から用地管理システムログインパスワードを設定するとともに、情報セキュリティ対策基準に従い、定期的にパスワードを変更しています。

<意見>

① 住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について (33 ページ⑤)

【意見の概要】 平成 26 年度に住宅供給公社が負担した役員報酬、総務課及び業務課の職員の人件費は 3,293 万円程度であり、平成 28 年度以降は



同程度の額が土地開発公社の負担になると考えられる。経営に重要な影響があると考えられるため、増加の負担額を適切に反映して中期計画を修正し、今後の経営計画を策定することが望ましい。

【対応結果】 道路公社と共同で負担する経費の増加を見込み、平成 29 年度から平成 33 年度の中期経営計画（30 ページ）を策定しました。

## （２）三重県道路公社

### ＜指摘＞

#### ① 予定価格の積算について（35 ページ①）

【指摘の概要】 予定価格の説得性を確保するためには、他の道路公社の積算根拠を参考にする等、根拠を明確にすべきである。

【対応結果】 料金收受業務委託における設計の積算に用いる料金收受員の単価は、他県の道路公社の料金收受員の単価を参考にし、積算根拠を明確にしました。

#### ② 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その 2）の委託費について（35 ページ②）

【指摘の概要】 上部工に関しては平成 25 年度から設計の変更はないため、少なくとも当該工事費の積算業務については効率化され経済的に実施できると考えられる。当該事情等を勘案したうえで予定価格を積算すべきであり、当該予定価格に基づき契約を締結すべきである。

【対応結果】 過去の積算業務により効率化できる部分を勘案したうえで予定価格を積算しました。

#### ③ 予算の流用について（35 ページ③）

【指摘の概要】 「三重県道路公社会計事務取扱細則」によれば、「予算を流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書により理事長の承認を受けなければならない。」とされている。今後は流用の手続を行い適時に承認を受けるべきである。

【対応結果】 予算の流用については、適時に権限者の承認の手続を受けるようにするため、三重県道路公社決裁規程を改正しました。

#### ④ 会計システムに係るパスワードの管理について（36 ページ④）

【指摘の概要】 会計システムについて、パスワードは職員の異動の都度変更する必要がある。

【対応結果】 会計システムのパスワードは、会計システム担当の職員の異動にあわせて変更するようにしました。

#### ⑤ 離職者・異動者の業務システムユーザー ID 管理について（36 ページ⑤）

【指摘の概要】 離職者・異動者等の不必要な ID を削除し、利用できないよう管理する手続を策定し、実施する必要がある。

【対応結果】 退職や人事異動となった職員の ID は、削除しました。今後も、退職や人事異動等により不必要になった ID は、削除し、利用できないよう管理します。

⑥ 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について (36 ページ⑥)

【指摘の概要】 個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

【対応結果】 外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、管理番号、使用者及び貸出し状況を記録し、一元管理しています。

(3) 公益財団法人三重県下水道公社

<指摘>

① 資金前渡金精算書による報告について (39 ページ①)

【指摘の概要】 適切な上席者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な報告が必要である。

【対応結果】 複数の職員が現金について確認した証拠書類等を提出期限までに報告するよう周知徹底し、各所属からは毎月期限内に報告があり、現金の適切な管理を確認しています。

② 毒劇物報告書について (39 ページ②)

【指摘の概要】 下水道公社で規定する劇物管理要領に基づき、毒劇物報告書を所長へ提出することが必要であり、また所長としても重要書類の作成及び提出状況について確実に把握することを徹底すべきである。

【対応結果】 劇物管理要領の規定について適正に履行されるよう周知徹底したところ、平成27年度末の報告書については規定どおり適正に管理されていることを確認しました。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引について (39 ページ③)

【指摘の概要】 リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が2件ある。貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。

【対応結果】 今後締結するリース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、取引の内容について注記を行います。

④ 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について (40 ページ④)

【指摘の概要】 情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。

【対応結果】 情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定めた「情報セキュリティに関する基本方針」を、理事会の承認を得たうえで策定し、各所属へ周知しています。

⑤ 業務システムに係るパスワードの管理について (40 ページ⑤)

【指摘の概要】 会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。また、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。

【対応結果】 会計システム、給与システムの適正な運用を図るため、両システムが導入されているサーバへ接続する段階及び各システムへ接続する段階で、それぞれパスワードを設定するとともに、機密性を高めるため、これを定期的に変更することとしました。

⑥ 外部記録媒体の使用管理、持出し管理について (40 ページ⑥)

【指摘の概要】 個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。

【対応結果】 外部記録媒体については、全て公社貸与のものへ移行し、使用状況については管理簿を作成し管理しています。

II 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応方針

1 平成 28 年度包括外部監査のテーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

2 県土整備部における監査対象施設

施設名	指定管理者
三重県流域下水道施設	公益財団法人三重県下水道公社
三重県営住宅（北勢ブロック）	鈴鹿亀山不動産事業協同組合
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	伊賀南部不動産事業協同組合
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
三重県営住宅（東紀州ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会グループ
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業
県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地
県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

### 3 県土整備部における監査報告数

施設名	指摘	意見	合計
三重県流域下水道施設	0	1	1
三重県営住宅	4	2	6
県営都市公園 北勢中央公園	4	3	7
県営都市公園 鈴鹿青少年の森	0	0	0
県営都市公園 亀山サンシャインパーク	0	0	0
県営都市公園 大仏山公園	0	0	0
県営都市公園 熊野灘臨海公園	5	1	6
合 計	13	7	20

### 4 指摘の概要及び対応方針

#### (1) 三重県営住宅

##### ① 【北勢ブロック】契約手続について（45 ページ①）

【指摘の概要】 外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。

【対応方針】 （鈴鹿亀山不動産事業協同組合）

権限者による承認が行われた日付を文書に記載して明確にするとともに、その承認日以降に契約を締結するよう各職員に周知徹底しました。

##### ② 【中勢伊賀ブロック】収支差額について（45 ページ②）

【指摘の概要】 年度協定書によると、指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、指定管理料より減額するとされているが、現状では指定管理者に帰属するものとして処理している。指定管理料の収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、内容を整理すべきである。

【対応方針】 （県土整備部）

指定管理料のうち人件費、一般管理費及び事務費以外の経費において収支差額が生じた場合は指定管理料より減額する処理を明確にするため、協定書の規程の内容を変更しました。

##### ③ 【中勢伊賀・南勢ブロック】相見積もりの実施について（46 ページ③）

【指摘の概要】 250 万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。必ず入手するよう改善されたい。

【対応方針】 （伊賀南部不動産事業協同組合・三重県南勢地区管理事業共同体）

内規どおり見積もりを徴取するよう各職員に周知徹底しました。

④ 【南勢・東紀州ブロック】 予算流用について (46 ページ④)

【指摘の概要】 人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされているが、協議の結果について文書化されていない。所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。

【対応方針】 (三重県南勢地区管理事業共同体・県土整備部)

人件費から一般管理費等への流用については、協議の結果を文書化することを徹底します。

(2) 県営都市公園 北勢中央公園

① 規程の整備について (47 ページ①)

【指摘の概要】 現在契約の方法について明確な規定が存在しない。指定管理者として業務を安定的に行うことが求められ、そのためには最低限の規程を整備すべきである。

【対応方針】 (株式会社名阪造園)

平成 28 年度中に契約方法についての規程を作成します。

② 再委託契約の手続について (47 ページ②)

【指摘の概要】 消防設備点検業務について、業務委託契約が書面で締結されておらず、必ず締結されたい。また、浄化槽保守点検業務において、業務の一部の水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず委託先から申請が行われるようにされたい。さらに、広報業務について、委託先の都合により契約期間の途中までの役務提供しか受けておらず、支払額もそれに依じて減額しているが、こうした場合には、必ず書面で変更契約を締結すべきである。

【対応方針】 (株式会社名阪造園)

平成 28 年度の消防設備点検業務は、書面により契約を締結しました。業務の委託先が再委託を行う場合、事前に委託先から指定管理者に申請を行うよう、平成 29 年度から契約書に明記します。契約内容に変更がある場合は、書面による変更契約を締結します。

③ 防災訓練の実施について (47 ページ③)

【指摘の概要】 業務計画では防災訓練を実施することが計画されていたが、実施されていなかった。毎年定期的実施すべきである。

【対応方針】 (株式会社名阪造園)

業務計画書に記載した年 2 回の避難・防災訓練の実施を徹底します。平成 28 年度は、9 月と 2 月に実施済みです。

④ 郵便はがき及び販売代金の管理方法について (48 ページ④)

【指摘の概要】 はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金を継続的に管理しておらず、窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。管理簿等を作成するとともに、販売代金の定期的な回収を徹底すべきである。

【対応方針】 (株式会社名阪造園)

管理簿を作成し、郵便はがきの残数及び現金残高を把握しています。また、販売代金については毎月、月末に回収しています。

(3) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

① 契約業務に係る規程・手続の整備について (49 ページ①)

【指摘の概要】 現在契約の方法について明確な規定が存在しない。指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。

【対応方針】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
平成 28 年度中に契約方法についての規程を作成します。

② 再委託契約の手続について (49 ページ②)

【指摘の概要】 現在再委託が実施されている委託業務と、再委託業務として県へ報告されている委託業務の対応関係について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。

【対応方針】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
再委託にあたっては、契約単位ごとに委託業務の内容等を明記したうえで、申請するようにします。  
同種の契約については、発注時期や施工場所、経済性などを勘案し、契約を集約できるか検討します。

③ 契約関係の不備について (49 ページ③)

【指摘の概要】 自動販売機の設置について、業者と書面により契約が締結されていなかったことから、必ず締結されたい。

【対応方針】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
該当の自動販売機については、書面により契約を締結しました。

④ 貸与品の管理について (49 ページ④)

【指摘の概要】 貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、定期的な実査を行う必要がある。

【対応方針】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
貸与品等一覧表に管理番号を追記し、貸与品には管理番号を示したシールを貼付し、年 1 回以上実査による突合を行います。  
(県土整備部)  
年 1 回貸与品の実査を徹底します。

⑤ 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について (50 ページ⑤)

【指摘の概要】 訓練が危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。マニュアルを遵守し、訓練を行うことが必要である。

【対応方針】 (紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
危機管理マニュアルに記載した年 1 回の津波避難誘導訓練等については、必ず実施します。平成 28 年度は、1 月に実施済みです。

## 三重県土地開発公社 中期経営計画（平成 29～33 年度）概要

### 1 中期経営計画の基本的取組

#### (1) 安定的な業務量の確保及び新規事業の拡充

三重県からの公有地取得事業の全面的受託に向け、三重県との連携を強め支所駐在の統合等により体制を整備し、安定的な業務量を確保する。

また、経営の安定を図るため市町等に働きかけ新規事業の拡充を図る。

#### (2) 健全経営の維持

安定的な業務量の確保により、健全経営の維持に努める。

#### (3) 公社組織の自主自立

公有地取得事業における全面的受託に向け支所駐在を統合するとともに、用地取得専門機関としての機能維持、公社組織の自主自立に向けた組織運営を行う。

#### (4) 職員の新規採用

現状の職員数を適正な人員としつつ、用地取得業務におけるノウハウの継承、用地取得専門機関としての機能維持のために、平成 32 年度までに上限 5 名の新規採用を行う。

#### (5) 人材育成の強化

用地取得専門機関として、県民・県からの負託に応えるべく職員個々のスキルアップを図る。

#### (6) 固定経費の削減

支所駐在の統合により人員を集約し、弾力的な運用や時差出勤制度の導入により、時間外勤務の削減を行い、人件費削減を行う。また事務の効率化に努め、経費の削減を行う。

### 2 5カ年予定損益

（平成 29～33 年度予定損益）

		単位：百万円				
		29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
事業収益		3,173	3,572	4,318	4,427	3,789
	公有地取得事業収益	2,792	3,152	3,876	3,944	3,344
	あっせん等事業収益	381	420	442	483	445
事業原価		3,195	3,604	4,351	4,430	3,807
	公有地取得事業原価	2,792	3,175	3,894	3,947	3,344
	あっせん等事業原価	318	334	362	388	368
	販売費及び一般管理費	85	95	95	95	95
<b>事業損益</b>		$\Delta$ 22	$\Delta$ 32	$\Delta$ 33	$\Delta$ 3	$\Delta$ 18
事業外収益		80	60	50	43	34
事業外費用		—	—	—	—	—
<b>経常損益</b>		58	28	17	40	16
前期準備金		7,167	7,225	7,253	7,270	7,310
準備金		7,225	7,253	7,270	7,310	7,326

平成 27 年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
(1) 三重県土地開発公社		
【指摘：3件】		
①固定資産の管理について		
<p>土地開発公社の所有する建物（事務所）、備品を道路公社と住宅供給公社が使用しているが、そのうち備品とビルの管理費用については、一定の方法により費用を按分しそれぞれの公社が負担している。しかし、建物（事務所）そのものの使用料については特段、道路公社と住宅供給公社は費用を負担していない状況であった。</p> <p>本来であれば事務所の一部を他の会社、公社に使用させた場合は使用料を請求するのが一般的である。今後は適正な使用料の請求をすべきである。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 平成 27 年度から適正な費用負担を算出し請求を行っています。</p>	<p>三重県土地 開発公社  県土整備部</p>
②予算の決裁権限者について		
<p>予算の流用について「三重県土地開発公社会計規程」によれば、「支出の予定額は各項の間において相互にこれを流用できるものとする。」とされているが、流用の決裁権限者が明確にされていない。</p> <p>また、「三重県土地開発公社決裁規程」には理事長の決裁事項として「予算の調整及び決算報告に関すること」が記載されているが、予算の流用について決裁権限者が明確にされていない。決裁権限者を明確にすることが必要である。</p> <p>なお、軽微な流用について理事長の決裁とすることは実務上煩雑と思われる。よって、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 平成 28 年度から予算の流用決裁権者を明確にするために「三重県土地開発公社決裁規程」を改正しました。</p>	<p>三重県土地 開発公社  県土整備部</p>
③用地管理システムに係るパスワードの管理について		
<p>用地管理システムである用地管太郎利用時及び業務課に設置されている用地管太郎用スタンドアロン端末利用時の Windows ログインについてパスワードの設定が行われておらず、業務上権限のない要員が端末を利用し重要情報を閲覧・利用できる環境にあった。</p> <p>担当者のみが利用できるように業務システム及び端末利用時の Windows 認証にパスワードを設定し、情報の機密性を高めるべきである。また、そのパスワードには、情報セキュリティ対策基準にあるとおり、使用文字種や文字数・定期的な変更等の設定が適用される必要がある。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 平成 27 年度から用地管理システムログインパスワードを設定するとともに、情報セキュリティ対策基準に従い、定期的にパスワードを変更しています。 また、職員の IT 管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県土地 開発公社  県土整備部</p>



【意見：9件】			
①公有地取得事業の損益管理について	<p>土地開発公社の主たる業務である公有地取得事業において平成23年度から平成25年度まで継続して事業総損失を計上している。主な要因は、事業量が減少し収益として得られる事務費相当額も減少したため、当該事業に従事する業務課職員の人件費を収益でまかなうことができないためである。</p> <p>主たる業務において損失が継続する状況に対し何らかの改善策が必要であると考えられる。そのためには、各案件の損益状況を把握して、損失が出ている案件を特定し、対策を講ずる必要がある。各案件に従事する職員の従事時間を把握し、各職員の人件費単価を使用してそれぞれの案件に配賦すべき人件費を算定することにより、採算管理を行う体制を構築することが望ましい。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 公有地取得事業の各案件に従事する職員の従事時間を平成28年度から把握し、各案件に配賦すべき人件費を算定することにより、各案件の損益状況を把握・分析しています。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>
②用地取得支援業務の委託料算定について	<p>土地開発公社は、平成26年度において3件の用地取得支援業務を実施しており、委託料については公有地取得事業と同様に事業費の金額を基礎として設定している。</p> <p>用地取得支援業務では、公有地取得事業や県の公共事業用地取得業務に比べて事業費が小さい場合が一般的であり、この設定方法では人件費、経費等の原価に比して委託料が低くなる傾向にある。当該業務は今後の収益拡大のための方策と位置づけられていることも考慮すると、各業務の原価を個別に管理することにより、採算管理を行い、委託料の設定にも反映させていく必要があると思われる。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 用地取得支援業務の各業務の原価を平成28年度から個別に管理することにより、採算管理を行っています。</p> <p>また、現行の委託料設定の見直しを引き続き進めます。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>
③ニューファクトリーひさい工業団地の解除・買戻し特約について	<p>土地開発公社は県、津市と共同してニューファクトリーひさい工業団地の開発事業を実施してきた。当該事業は平成25年度までに全ての区画の売却が終了しているが、土地開発公社は、売買契約上、売却後10年間、土地が目的どおりに使用されない等の場合には、契約を解除するか、または土地を買戻す権利を有している。この権利を行使するかどうかは売主である土地開発公社の判断で決定できるため、土地の価格が下落している場合等、契約の解除または買戻しによって土地開発公社が損失を被る可能性がある場合には行使しないことができる。しかし、県や津市との関係上、買主が操業しない等開発の趣旨が達成できないような場合において、土地開発公社の経済合理的な判断とは別にこの権利を行使すべきケースも考えられる。</p> <p>直近の問題はないといえるが、今後買主が操業しない場合や撤退する可能性も考えられることから、引き続き県、津市と協議し、解除・買戻しの具体的なケースを検討して合意を得ておくことが望ましい。</p>	<p>(三重県土地開発公社) 操業に向けて、土地の買主、県、津市、公社の4者で協議を行っています。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>

<p>④適正人員規模について</p> <p>平成 25 年 3 月に県が公表した「三重県外郭団体等改革方針」における「団体のあり方の見直し」において、「専門機関としての公社の機能と能力を高めていくとともに、計画的な人材の育成と、より一層効率的な用地取得体制の構築に取り組む」とあり、適正な人員規模の検討は将来的に重要な課題となりうる。少なくとも人員の減少に対し、補充が行われない状況が続くのは適切な状況とはいえない。</p> <p>適正な人員規模の検討に当たっては三重県からの業務量に関する中長期的な情報が不可欠であり、相互に連携して進めるのが望ましい。</p>	<p>(三重県土地開発公社)</p> <p>今後の適正な人員規模について、県と公共事業量、県の用地職員定数等の情報を共有し、公社の経営状況を鑑み、検討しています。</p> <p>(県土整備部)</p> <p>公社の適正な人員規模の検討のため、国の動向等を踏まえたうえで、三重県の公共事業にかかる中長期的な情報の提供を行っています。</p>	<p>三重県土地開発公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑤住宅供給公社の清算に伴う人件費の負担と中期計画の策定について</p> <p>住宅供給公社は平成 23 年 12 月末で解散し、現在は、清算法人として清算手続を進めており、平成 27 年度末をもって清算手続を結了する見込みである。土地開発公社の役員は、住宅供給公社及び道路公社の役員を兼任しており、役員報酬は 3 公社で分担している。また、総務課及び業務課の職員の人件費についても同様である。</p> <p>平成 26 年度に住宅供給公社が負担した役員報酬、総務課及び業務課の職員の人件費は 3,293 万円程度であり、平成 28 年度以降は同程度の額が土地開発公社の負担となると考えられる。経営に重要な影響を与えるものと考えられるため、増加する負担額を適切に反映して中期計画を修正し、今後の経営計画を策定していくことが望ましい。</p>	<p>(三重県土地開発公社)</p> <p>平成 28 年 4 月の住宅供給公社の清算終了により、道路公社と共同で負担する経費の増加を見込み、平成 29 年度から平成 33 年度の中期経営計画を策定しました。</p>	<p>三重県土地開発公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑥現金の管理について</p> <p>土地開発公社は現金管理として公社会計システムより出力した現金勘定帳と管理ノートにて管理している。また、管理方法として現物の確認は日々、出納担当者が現物のカウントを実施し、年度末のタイミングで総務課長が現物をカウントし実際の残高とシステム上のあるべき残高との一致を確認している。</p> <p>しかし、実際の管理状況として、管理ノートに現物確認や現金勘定帳との一致を確認した押印、サイン等の記録は無かった。また、管理ノートへの記載についても監査実施日(10月1日)現在で確認したところ 8 月 3 日時点までの記載となっており、実際の運用としては現金勘定帳と現物確認の一致を確認する形となっていた。</p> <p>この点、現金の管理方法として出納担当者が日々現物を確認するのは、当然であるが、総務課長の確認が年 1 回では管理上十分とは言えず、少なくとも毎月次で確認をすることが望ましい。また、手書きのノートを作成する趣旨としてシステムデータが破損した際のバックデータとしての機能も有していることを鑑みると、ノートへの記録を正確に日々行い、現金勘定帳や現物残高とも一致していることを確認しノートに押印することが望ましい。</p>	<p>(三重県土地開発公社)</p> <p>平成 27 年度より経理担当者において、現金勘定帳と現物残高の一致を管理ノートにて管理するとともに、毎日出納員による現物残高の確認を行っています。</p> <p>また、毎月末に総務課長による現金の現物確認も行っていきます。</p>	<p>三重県土地開発公社</p> <p>県土整備部</p>

<p>⑦切手の管理について</p> <p>現状、切手の管理においては、総務課の出納担当者1名が、「土地開発公社」「道路公社」「住宅供給公社」の切手管理簿3冊（各公社1冊）と切手の現物保管用ファイル3冊（各公社1冊）の管理をしている。</p> <p>今回、監査実施日現在における切手の管理状況の確認を行うため、切手の残数をカウントし、切手の管理簿記録と照合した結果、現物が管理簿よりも10円切手2枚、82円切手1枚多く存在していた。当該差異については、出納担当者が切手を使用する公社と違う公社の管理簿へ出納記録を行ったため生じていた。</p> <p>そのため、今後は手作業により生じてしまうリスクを軽減するためにも、月に1度、出納担当者による棚卸しに加え、総務課長が現物をカウントし、管理簿との一致を確かめる第三者によるチェックを実施することにより切手の管理の精度を高めることが望ましい。</p>	<p>（三重県土地開発公社） 平成27年度より毎月末に総務課長による切手の現物確認を行っています。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>
<p>⑧有価証券について</p> <p>貸借対照表における有価証券の表示の区分について、1年以内に満期が到来する予定の満期保有目的有価証券を土地開発公社では固定資産の投資有価証券で表示している。しかし、経理規程で「1年以内に現金化する予定であるもの」を流動資産として区分する旨が記載されている。満期保有目的有価証券は期限がいつ到来するかが明確であり、1年以内に満期が到来するものについては流動資産に計上することが望ましい。</p>	<p>（三重県土地開発公社） 1年以内に満期が到来する有価証券については、平成27年度決算から流動資産に計上しています。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>
<p>⑨業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>土地開発公社では、各職員の業務用端末Windowsログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。</p> <p>パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。</p> <p>したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。</p>	<p>（三重県土地開発公社） 平成27年度より各職員の業務端末ログインパスワード及び会計システムログインパスワードについては、定期的に変更しています。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県土地開発公社 県土整備部</p>

(2) 三重県道路公社

【指摘：6件】

① 予定価格の積算について

伊勢二見鳥羽有料道路料金收受業務委託における予定価格の積算の過程で、收受員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.12 の係数を、作業員の単価については、県業務補助職員の日額相当に 1.10 の係数を乗じて算定している。

この点、県業務補助職員の日額相当を用いた理由及びそれに乗じた各係数は、過年度から継続的に用いているものであり、実績等を勘案する等特に見直しは行われておらず、合理的に説明することが困難であるとのことであった。

こういったことから、予定価格の説得性を確保するためには、他の道路公社の積算根拠を参考にする等、根拠を明確にすべきである。

(三重県道路公社)  
料金收受業務委託における設計の積算に用いる料金收受員の単価は、他県の道路公社の料金收受員の単価を参考にし、積算根拠を明確にしました。

三重県道路公社  
県土整備部

② 伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に係る積算業務及び監理業務委託（その2）の委託費について

夫婦橋に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事については、平成 25 年度に着手したが、想定した仮締切工では安全な施工が確保できないとして、工事は中止に至った。

当該工事は、橋梁の上部工と下部工に係る耐震補強工事であり、この工事に係る積算業務と監理業務を公益財団法人 A へ委託したが、工事の中止に伴い、橋脚の耐震補強の必要性を確認する耐震性能照査業務に係る積算業務を追加するとともに、未実施の監理業務を減額して、変更契約を締結している。

耐震補強を進めるため、平成 27 年度に、夫婦橋の上部工に係る伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事に関する積算業務及び監理業務を同公益財団法人へ委託しているが、上部工に関しては平成 25 年度から設計の変更はないため、少なくとも当該工事費の積算業務については効率化され経済的に実施できると考えられる。

当該事情等を勘案した上で予定価格を積算すべきであり、当該予定価格に基づき契約を締結すべきである。

(三重県道路公社)  
伊勢二見鳥羽有料道路橋梁耐震補強工事については、過去の積算業務により効率化できる部分を勘案したうえで、予定価格を積算しました。

三重県道路公社  
県土整備部

③ 予算の流用について

「三重県道路公社会計事務取扱細則」によれば、「予算を流用しようとする場合は、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書により理事長の承認を受けなければならない。」とされている。しかし、実務上、流用の手続を経ることなく、予算の流用が行われている。今後は流用の手続を行い適時に承認を受けるべきである。

なお、流用の決裁権限者は前述のとおり理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、適切に権限を委譲することも考えられる。

(三重県道路公社)  
予算の流用については、適時に権限者の承認の手続を受けるようにするため、「三重県道路公社決裁規程」を改正しました。

三重県道路公社  
県土整備部

<p>④会計システムに係るパスワードの管理について</p> <p>会計システム利用者は総務課の担当者1名のみであるが、当該ユーザーID、パスワードは異動・離職等で担当者の変更が生じた以降も継続して同一のものを利用している状態である。そのため会計システムパスワードの変更が実施されていない事になり、異動・離職により総務課を離れた職員がその後においてもシステムへアクセスし、機密情報を閲覧できる可能性が残ることになる。</p> <p>したがって、会計システムについて、パスワードは職員の異動の都度変更する必要がある。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>会計システムのパスワードは、会計システム担当の職員の異動にあわせて変更するようにしました。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑤離職者・異動者の業務システムユーザーID管理について</p> <p>道路公社では、個人用端末にアクセスする際に利用するWindowsのユーザーIDは「Active Directory」にて管理されている。しかし、離職者・異動者についてのシステム上のユーザーIDの取扱いについて「Active Directory」からの削除手続がなく、現状では離職者・異動者のユーザーIDが残存しており、離職者・異動者IDによるログインが可能な状態が継続している。</p> <p>そのため、離職者・異動者の残存するユーザーIDを利用して権限外の情報資産へのアクセスが可能となり、情報漏えいや権限外の機密事項を参照する等ができてしまう可能性が高まる。</p> <p>したがって、離職者・異動者等の不必要なIDを削除し、利用できないよう管理する手続を策定し、実施する必要がある。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>退職や人事異動となった職員のIDは、削除しました。今後も、退職や人事異動等により不必要になったIDは、削除し、利用できないよう管理します。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑥外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。</p> <p>その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>外部記録媒体については、記録簿を作成のうえ、管理番号、使用者及び貸出し状況を記録し、一元管理しています。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>

【意見：6件】

①賞与引当金の負担割合について

総務課及び業務課人員の賞与引当金について、3公社（土地開発公社・道路公社・住宅供給公社）の業務状況に応じて負担額を割り振っている。この負担割合は、例えば役員は、3公社均等に33.3%であり、各職員は公社ごとの業務割合の予測（例えば住宅供給公社の業務のない職員であれば道路公社と土地開発公社で50%ずつ等）に基づいている。これらは毎年11月頃見直しを行っており、当然ながら見直し時点の予測になる。

このため、見直し後に業務内容の変更が生じた場合、負担割合と実際の業務状況とが不一致になっているものが認められた。今後は適宜適切に負担すべき金額を見直す体制とする必要がある。

（三重県道路公社）  
総務課及び業務課人員の賞与引当金は、適宜適切に業務状況に応じた負担割合に見直しました。

三重県道路公社  
県土整備部

②共同で負担する経費の配分について

道路公社においては、土地開発公社・住宅供給公社・道路公社の3公社が共同で負担する経費が発生しており、各公社の負担は合理的な基準により按分されている。

ここで、住宅供給公社は、平成27年度に清算結了する予定であり、年間約35百万円の負担関係が明確になっておらず、今後の事業計画上どの程度の負担が発生するかの検証が行われていない。

道路公社においては、平成28年度まで継続して伊勢二見鳥羽有料道路の事業を行っていくこととなっており、その清算時には出資金の返還を行う必要もあることから確度の高い将来事象（住宅供給公社の清算）については早期にその影響を考慮し、対応方法について検討しておくことが望ましい。

（三重県道路公社）  
平成28年4月の住宅供給公社の清算結了により、土地開発公社と共同で負担する経費の増加を見込んだ事業計画を策定しました。

三重県道路公社  
県土整備部

③情報セキュリティ対策基準の運用について

道路公社では「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ基本方針」を策定し、職員に対して情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティレベルの維持向上を図っている。更に、情報セキュリティ基本方針を実行に移すための情報資産に対する一般基準として「三重県土地開発公社・三重県住宅供給公社・三重県道路公社 情報セキュリティ対策基準」が策定されており、情報資産に対する基本的な方針を定めている。しかしながら、職員に対して当該方針・基準について周知されておらず、全職員による情報セキュリティの遵守が統一的に行われない状況が認められた。

したがって、今後は情報セキュリティ対策基準を策定するだけでなく、全職員に周知を図ることで組織全体として対策基準に記載の運用を行う体制を整備するのが望ましい。

（三重県道路公社）  
策定したセキュリティ基準について、平成27年9月に全職員に周知を行い、統一的な運用を行う体制の整備を行いました。  
また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。

三重県道路公社  
県土整備部

<p>④業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>道路公社では、各職員の業務用端末 Windows ログインパスワードについて、定期的なパスワード変更は実施されていない。また道路公社で利用されている会計システムについても、定期的なパスワード変更は実施されていない。</p> <p>パスワードの定期的な変更が行われていない場合、アカウント漏えいや不正アクセスのリスクが高まる。</p> <p>したがって、システム的な制限が及ばない限りにおいて、定期的にパスワード変更をしていくことが望ましい。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>各職員の業務端末ログインパスワード及び会計システムログインパスワードについては、定期的に変更するようにしました。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑤ソフトウェアのインストール権限について</p> <p>道路公社では現状、標準外のソフトウェア利用に対する許可は口頭のみで行われており、許可手段が定められていない。</p> <p>個人端末に導入されているウイルス対策ソフトによってウイルスチェックは実行されているものの、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。また、各端末にて利用されているソフトウェアの管理が行われないうちに、業務上不必要なソフトウェアがインストールされてしまう事や、コンピューターウイルス感染への対応が遅れ、情報セキュリティ問題が深刻化する可能性がある。</p> <p>したがって、標準外のソフトウェアを利用する際の許可手続の策定、及び利用状況の管理を行い、標準外のソフトウェアの利用を制限することが望ましい。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>標準外のソフトウェアの利用を制限するため、許可手続を策定し、利用状況を管理しています。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑥会計システムのバックアップデータ管理について</p> <p>会計システムについては、担当者が年次でシステム上のメニューよりバックアップを取得している。ただし、取得したバックアップデータはシステムが稼働している経理用のスタンドアロン端末上のみ存在し、二重化されていない。</p> <p>バックアップが正常にとられていない場合、障害等でリカバリの必要が出た際に、正確かつ網羅的にデータの復元ができず、業務に支障をきたす可能性がある。</p> <p>したがって、会計システムについて、バックアップデータを経理用端末に接続されている外付けのハードディスク等、経理用端末以外の場所にも保存し、二重化しておくことが望ましい。</p>	<p>(三重県道路公社)</p> <p>会計システムのバックアップは、平成27年9月に経理端末以外のハードディスク等に保存し、二重化しました。</p> <p>また、職員のIT管理に関する知識や技術の向上のため、民間企業主催のセキュリティ研修会に参加しました。</p>	<p>三重県道路公社</p> <p>県土整備部</p>

(3) 公益財団法人三重県下水道公社

【指摘：6件】

①資金前渡金精算書による報告について

「各浄化センター等へ交付する資金前渡金（小口現金）の取扱について（通知）」において、原則として翌月 10 日までに資金前渡金精算書及び当該支出に係る証拠書類等を事務局長へ提出する旨規定されているが、雲出川左岸浄化センターの平成 26 年 8 月分の報告が、平成 26 年 9 月 24 日になされている事実が確認された。  
適切な上席者に対して資金前渡金精算書等による適時・適切な報告が必要である。

((公財) 三重県下水道公社)  
各所属の複数職員が現金について確認した証拠書類等を提出期限までに報告するよう周知徹底しました。  
これを受け、各所属からは毎月期限内に報告があり、現金の適切な管理を確認しています。

(公財) 三重県下水道公社  
県土整備部

②毒劇物報告書について

毒劇物の取扱いについて、下水道公社で規定する「劇物管理要領」において、「毎年 3 月 31 日現在で保管している毒劇物の数量を毒劇物管理簿と照合し、毒劇物報告書（様式第 4 号）により、管理責任者を經由し、所長に毎年 5 月 1 日までに報告しなければならない。」とされているが、宮川浄化センターにおいて、平成 26 年度の毒劇物報告書の所長への提出が失念されていた。  
規定に基づき、所長へ報告することが必要であり、また所長としても重要書類の作成及び提出状況について確実に把握することを徹底すべきである。

((公財) 三重県下水道公社)  
劇物管理要領の規定について適正に履行されるよう周知徹底したところ、平成 27 年度末の報告書については規定どおり適正に管理されていることを確認しました。  
引き続き、各浄化センターにおいて規定の遵守を図り、適正な管理を行います。

(公財) 三重県下水道公社  
県土整備部

③所有権移転外ファイナンス・リース取引について

下水道公社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、賃貸借処理を採用している。  
日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」によると、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされている。  
下水道公社においては、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引が 2 件ある。  
この場合、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、リース期間にわたって減価償却を行う必要がある。

((公財) 三重県下水道公社)  
リース取引に係る経済的実態を適切に開示するため、今後締結するリース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引について、貸借対照表上にリース資産及びリース債務を計上するとともに、取引の内容について注記を行います。

(公財) 三重県下水道公社  
県土整備部



<p>④情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について</p> <p>情報資産を情報漏えいやコンピューターウイルス等の脅威からどのように守るのかといった基本的な考え方である基本方針が定められていなかった。</p> <p>情報セキュリティに係る基本方針が定められていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われない状況となり、セキュリティ事故の発生や情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>そのため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化し、全職員に周知し、組織全体としてセキュリティ対策を実施する必要がある。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>情報資産の取扱いと情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定めた「情報セキュリティに関する基本方針」を作成し、理事会の承認を得たうえで、平成28年5月30日付けで策定しました。</p> <p>また、当該基本方針は各所属へ周知しています。</p> <p>引き続き、当該基本方針に基づき、組織全体でセキュリティ事故や情報漏えい等の防止に努めます。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑤業務システムに係るパスワードの管理について</p> <p>総務課が管理する会計システムに接続する際、パスワードが設定されているが、パスワードの入力を行わずに、ユーザーIDのみを入力すれば会計システムに接続できる状況であり、ユーザーIDを把握している職員であれば当該会計システムへ接続できる可能性がある。</p> <p>したがって、会計システムに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定は必須とし、設定したパスワードは定期的に変更する必要がある。</p> <p>また、総務課が管理する会計システム及び給与システムが導入されているサーバについては、サーバへ接続する際のパスワードの設定が行われていなかった。サーバに対して接続する際にパスワード入力が必要としないため、下水道公社の会計事務担当者以外でもサーバへアクセスでき、給与情報や人事情報、会計情報等の機密情報を閲覧できる可能性がある。</p> <p>管理上、サーバに係るパスワードについて、さらに機密性を高める観点からパスワード設定を行い、設定したパスワードについて定期的に変更する必要がある。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>会計システム、給与システムの適正な運用を図るため、両システムが導入されているサーバへ接続する段階及び各システムへ接続する段階で、それぞれパスワードを設定するとともに、機密性を高めるため定期的にパスワードを変更することとしました。</p> <p>引き続き、機密情報の管理を行い、システムの適正な運用に努めます。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑥外部記録媒体の使用管理、持出し管理について</p> <p>外部記録媒体は各職員の個人所有の物を利用しており、使用状況が管理されていなかった。</p> <p>その結果、外部記録媒体の使用状況、持出し状況を把握することができず、情報資産の管理を十分に行うことができなくなり、外部記録媒体の紛失やコンピューターウイルスに感染することによって、情報漏えい等が発生する可能性がある。</p> <p>したがって、個人所有の外部記録媒体の利用を制限し、組織全体で外部記録媒体の一元管理を行う必要がある。また外部記録媒体の管理番号、使用者及び貸出し状況等を記録簿に記載し、年度末に貸出した外部記録媒体の棚卸しを実施する等外部記録媒体の使用状況管理、持出し状況管理を実施する必要がある。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>外部記録媒体については、全て公社貸与のものへ移行し、使用状況については管理簿を作成し管理しています。</p> <p>また、用途は原則としてバックアップ用又はネットワークに接続していない端末とのデータ移行作業のみに使用することとし、やむを得ず外部記録媒体に保存したファイルを使用して事務を行う場合は、使用前に外部記録媒体のウイルスチェックを義務付けました。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>

【意見：12件】		
①普及啓発施設利用者の要望等の収集について		
<p>下水道公社は、普及啓発施設として、高須町公園内のオートキャンプ場等の運営を行っている。利用者が不満なく施設を利用できるよう、下水道公社としても積極的に取り組む必要がある、そのための1つの方策として利用者の声や改善要望を漏れなく正確に拾い上げることが重要と考えられる。</p> <p>しかし、利用者に対するアンケートやホームページ等における問い合わせ窓口といった、意見等の情報収集のための体制の整備が徹底されていないため、今後の事業運営上に有用と考えられる情報の取込みが十分ではないと考えられる。</p> <p>宿泊施設へのアンケートや意見箱の設置、ホームページサイト上での問い合わせフォームの設定等について導入をすることが望ましい。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>普及啓発施設を効果的に運営するため、利用者へのアンケートを窓口で実施するとともに、ホームページ上においてもアンケートフォームを設置し、より多くの利用者からの意見を収集することとしました。</p> <p>また、集計したアンケート結果について情報を共有、分析を行い、より一層の施設の設置目的効果が得られるよう努めています。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
②1者入札について		
<p>下水道公社は業務委託等を行う場合において、予定価格が100万円超の業務については、原則として競争入札を実施しており、入札の透明性やコスト削減の向上に努めている。</p> <p>しかし、計装設備点検業務(北部浄化センター)については、一定人数以上の人員配置が必要であり、かつ、点検業務に係る特殊なシステム対応が必要であることから、1者入札となっており、平成21年度より平成28年度まで継続して同一業者が受託している。また、落札率の高い状況が継続している。</p> <p>特殊なシステム対応が必要となること等の理由により当該委託業務が1者入札とならざるを得ないことは理解できるとしても、現状の高い落札率を踏まえると、例えば長期の複数年契約を検討する等、経済性を追求することが望ましい。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>当該業務については、現状より長期の複数年契約の導入の検討等、経済性を追求していきます。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
③委託先の事業者の評価体制について		
<p>現状、業務の委託先は、競争入札においては一部を除き、金額基準のみをもって業者の選定を行っている。しかし、下水道公社の委託業務においては専門的な技術を要する業務内容が多く、また、価格と品質が総合的に優れた内容となる契約である必要がある。</p> <p>そのため、今後、各業務について最も適した評価方法の検討を行い、総合評価が適した業務については、汚泥処理業務同様に、評価の基礎となる情報の蓄積に努められたい。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>施設点検運転管理業務について平成26年度実績からの基礎情報を蓄積し、最も適した評価方法や総合評価方式の実施について検討を重ねていきます。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>

<p>④小口現金の取扱いに係る職務分掌について</p> <p>「公益財団法人三重県下水道公社会計規程」において、「所属の長は、総務課、水質分析センター及び浄化センターに現金取扱員及び物品管理者を置くことができる。」「現金取扱員及び物品管理者は、所属の長が指名し、総括出納員及び出納員が行う現金及び物品の出納又は保管に係る事務を補助するものとする。」と規定されている。</p> <p>現状、小口現金の取扱いについては、北部及び宮川浄化センターにおいて所長が一人で受払いを管理し、現金出納簿へ記帳している状況である。</p> <p>一般に現金はより厳密な管理が求められるため、現金を取り扱う担当者と、記帳する担当者を分ける等、職務分掌すること等で不正を事前に防止する内部統制を構築し、管理運用することが望ましい。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>小口現金の取扱については、不正等を事前に防止する仕組みとして、現金を扱う担当者と記帳を行う担当者に分けて対応することとしました。</p> <p>また、毎月の報告時には、記帳担当者と現金取扱者が相互に現金残高及び証拠書類の確認を行うこととしました。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑤物品の調達について</p> <p>宮川浄化センターにおいて簡易な水質分析器具であるバックテスト(リン酸)を、小口現金で14回にわたり合計20個、総額209千円購入している事実が確認された。</p> <p>宮川浄化センターでは、平成26年度から、リン対策の薬品であるポリ塩化アルミニウムの使用量を減らす取組を行っていた。</p> <p>バックテストは、各浄化センターでも利用する物品であり、特に宮川浄化センターにおいては上記取組により、ある程度頻繁に必要なことも予想されたため、バックテストの使用期限に考慮しつつ、できる限り発注業務をまとめることで割安に購入する等経済性を追求することが望ましかったと考える。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社)</p> <p>使用期限のある物品については、過度に在庫を抱えることのないよう調達数について十分留意するとともに、使用期限内で使用する数量を一括して購入することで、一層の経済性を追求しました。</p> <p>また購入数量が少ない物品については、複数の物品をまとめて取り扱える代理店を複数確認したうえで入札を実施しており、価格競争性の確保に努めています。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑥修繕計画について</p> <p>下水道公社は浄化センター等の流域下水道施設について指定管理者として施設の管理を行っている。施設の修繕については、事業構造の変化を伴うような大規模修繕は県が計画を立案しており、通常の修繕は下水道公社が計画を立てて県に報告している。</p> <p>浄化センターの施設は下水道公社の所有ではないが、その修繕は指定管理者としての主要な業務の一つであり、中長期の修繕計画はその財源の確保も含め、下水道公社及び県にとって重要な内容であるため、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行っているプロセスを確立することが望ましい。</p>	<p>((公財)三重県下水道公社、県土整備部)</p> <p>各浄化センターの修繕計画については、計画に記載する機器、修繕内容(対応方針)、計画期間、様式など考え方を整理しました。</p> <p>また、県で策定する長寿命化計画の考え方との整合性を確認したうえで、定期的に県と下水道公社で修繕計画の共有、時点修正を行うこととしました。</p>	<p>(公財)三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>

<p>⑦資金運用に関する規程について</p> <p>外郭団体の資金運用の方針として、県は資金運用の年限について、平成 25 年 7 月 22 日に「外郭団体の資金運用にあたっての基本方針」を公表し、外郭団体の資金需要に応じて 10 年を超える国債等での運用も可能とした。</p> <p>この点につき、「公益財団法人三重県下水道公社 資金運用規程」では、運用対象となる金融商品は国債等（国債、政府保証債、地方債）と預金のみとされており、国債等の運用期間は「原則として、5 年の期間とする。ただし、最長 10 年以下の期間で運用することができるものとする。」と定められていた。</p> <p>運用対象の金融商品を国債等に絞り、安全性を一定程度担保していることから考えると、運用期間については収益性を重視して 10 年超とすることも考えられるところである。県の方針も、従来よりも柔軟な運用を可能としていることから、下水道公社においても資金運用方針について見直すことが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社)</p> <p>平成 28 年度第 1 回通常理事会(平成 28 年 5 月 30 日開催)において、資金運用規程の改正が承認され、10 年以上の国債等での運用ができるようにしました。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑧電力費の削減について</p> <p>平成 26 年度における下水道公社の流域下水道施設の電力費については増加しているが、増加した主な要因は、下水の流入量の増加及び消費税の増税、電力単価の上昇によるものであり、電力調達量は減少しており、これは下水道公社が契約電力の見直しや電力使用量の削減に努めたためである。下水道公社のコスト削減に向けた努力を高く評価したい。</p> <p>しかし、電力の調達単価は上昇しており、これは現在の取組だけでは対応できないことも考えられるため、県と下水道公社は、電力費をより一層削減するため、他自治体の下水処理場の事例を調査することが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社、県土整備部)</p> <p>電力費削減に向けた他自治体の調査を実施しました。</p> <p>また、ポンプ場で新電力を導入しました。</p> <p>さらに、電力自由化に伴い業界内での競争が激しくなっていることから、新電力だけでなく従来の大手電力会社における料金プランについてもあわせて検討し、引き続き電力費削減に向けた取組を行っていきます。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑨退職給付について</p> <p>下水道公社は中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という。）に加入しているが、中退共による給付額と支給すべき退職給付金額の間に平成 26 年度以降毎年度、不足が生じている。中退共との差額については引当計上するのが望ましい。</p> <p>また、当該不足額の引当計上に際しては、特定資産として退職給付引当資産を積み立てて、資金的にも手当てしておくことが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社)</p> <p>平成 27 年度決算から、中退共による給付額と支給すべき退職給付額との差額については、引当計上するとともに資金手当として、特定資産に退職給付引当資産を計上しました。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>

<p>⑩理事会における理事の出席状況について</p> <p>下水道公社の理事会は理事 10 名定数で構成されており、平成 26 年度の理事会における理事の出席者数は、第 1 回定時：7 名、第 1 回臨時：9 名、第 2 回定時：10 名である。</p> <p>理事会は、理事にとって、自らの職務の執行に関して意見を述べる重要な機会である。このため、定足数を満たすだけでなく、できるだけ出席の機会を確保できるように努力されることが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社)</p> <p>定例会の開催時期の見直しと早期の日程調整を行うことにより、理事・監事全員の出席に努めています。</p> <p>なお、平成 27 年度第 2 回通常理事会(平成 28 年 3 月 28 日開催)及び平成 28 年度第 1 回通常理事会(平成 28 年 5 月 30 日開催)は、いずれも理事全員(10 名)の出席が得られています。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑪特定資産に係る要領の整備について</p> <p>平成 26 年度決算において普及啓発引当資産 500 千円が特定資産として貸借対照表に計上されている。</p> <p>特定資産については、日本公認会計士協会が公表している「公益法人会計基準に関する実務指針(その 2)」に、目的、積立ての方法、目的取崩の要件等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされているが、下水道公社においては取扱要領が作成されていない。特定資産の積立や取崩が恣意的に行われることのないよう、取扱要領を作成することが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社)</p> <p>特定資産については、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法等を明確にし、恣意的な運用が行われないよう「三重県下水道公社特定資産取扱要領」を作成し、理事会に諮り、平成 28 年 5 月 30 日付けで策定しました。</p> <p>当該取扱要領を各所属に周知するとともに、特定資産の適正な管理に努めています。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>
<p>⑫ソフトウェアのインストール権限について</p> <p>運用上、業務上必要のないソフトウェアをインストールしないように口頭にて周知されているが、業務上不必要なフリーソフト(インターネット上で公開されている無料のソフトウェア)がインストールできる可能性がある環境であった。</p> <p>ウイルス対策ソフトによってウイルスチェックが実行されているが、フリーソフトはウイルス対策ソフトでは発見、対策できない未知のコンピューターウイルスに感染している可能性がある。</p> <p>したがって、業務上不必要なソフトウェアがインストールされることを防止するため、ソフトウェアのインストール可能な管理者権限を与えない等の対応を図ることが望ましい。</p>	<p>((公財) 三重県下水道公社)</p> <p>原則として職員個人に配布されているパソコンへのインストールについては禁止しました。業務上必要と思われるソフトウェア(圧縮・解凍、PDF ファイル編集、CAD)などについては、パッケージ版の購入を検討し、インストールについては所属長の許可を得ることとしています。</p>	<p>(公財) 三重県下水道公社</p> <p>県土整備部</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
包括外部監査の指摘及び意見		
(1) 三重県流域下水道施設		
【意見：1件】		
①指定管理者の選定について		
<p>三重県流域下水道施設の指定管理者の選定は、非公募によっている。下水道施設はライフラインであることから、長期的かつ安定的な施設運営を重視し、公益財団法人三重県下水道公社に施設運営を委ねるといふ県の判断には、一定の合理性があると思われる。ただし、指定管理者として県が求める要件を満たす民間企業等の有無について継続的に情報を収集し、将来的な公募の可能性について、引き続き検討することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部) 指定管理者の選定については、県が求める要件を満たす民間企業等の有無について情報収集し、選定方法について検討します。</p>	<p>県土整備部</p>
(2) 三重県営住宅		
【指摘：4件】		
①【北勢ブロック】契約手続について		
<p>豊田一色団地(R1-B工区)屋根防水他改修工事について、工事請負契約書の契約日より後に権限者による承認が行われたと考えられる状況であった。当該契約書の先方への引き渡しは実質的には理事長の決裁後であると推認できるものの、そうであれば理事長の決裁日より後の日付を契約日にするべきである。少なくとも外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。</p>	<p>(鈴鹿亀山不動産事業協同組合) 権限者による承認が行われた日付を文書に記載して明確にするとともに、その承認日以降に契約を締結するよう各職員に周知徹底しました。</p>	<p>鈴鹿亀山不動産事業協同組合  県土整備部</p>
②【中勢伊賀ブロック】収支差額について		
<p>中勢伊賀ブロックの収支報告書上、人件費、一般管理費及び事務費の合計に対して収入が上回っている。この場合、年度協定書第4条第2項によれば「指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、当該額について指定管理料より減額するものとする」と規定されている。</p> <p>しかし、現状では上記収支差額については指定管理者に帰属するものとして処理している。当該収支差額は、指定管理料の積算上の見積り差額に加え、指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、現状のとおり収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。</p>	<p>(県土整備部) 平成28年度の年度協定書における収支差額の取扱いについては、指定管理料のうち人件費、一般管理費及び事務費以外の経費において収支差額が生じた場合は指定管理料より減額する処理を明確にするため、協定書の規程の内容を変更しました。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>③【中勢伊賀・南勢ブロック】相見積もりの実施について</p> <p>250万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めているが相見積もりを取っていない工事が存在した。今後は必ず入手するよう改善されたい。</p>	<p>(伊賀南部不動産事業協同組合)          特殊建築物定期調査業務については、相見積もりを取っておらず、今後は内規どおり3者以上から徴取するよう各職員に周知徹底しました。</p> <p>(三重県南勢地区管理事業共同体)          辻久留団地4月分募集修繕については、相見積もりを取っておらず、今後は内規どおり3者以上から徴取するよう各職員に周知徹底しました。</p>	<p>伊賀南部不動産事業協同組合</p> <p>三重県南勢地区管理事業共同体</p> <p>県土整備部</p>
<p>④【南勢・東紀州ブロック】予算流用について</p> <p>南勢・東紀州ブロックの指定管理者は中勢伊賀ブロックの指定管理者と実質同一の組織であり、前者の業務を実際には後者の人員が実施している。この結果として指定管理者の指定管理料の内訳において人件費の流用が発生している。ただし、県への指定管理業務実績報告書に添付される「指定管理料執行金額内訳表」には、人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされる旨明記されているが、協議の結果について文書化がなされておらず、実際に協議が行われたか否かが判別できない。今後所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。</p>	<p>(三重県南勢地区管理事業共同体、県土整備部)          人件費から一般管理費等への流用については、今後、協議の結果を文書化することを徹底します。</p>	<p>三重県南勢地区管理事業共同体</p> <p>県土整備部</p>
<p>【意見：2件】</p>		
<p>①特定公共賃貸住宅について</p>		
<p>特定公共賃貸住宅として供用されている住戸は、一般公営住宅として供用されている住戸と比較して、入居率が著しく低い。施設の有効活用のため、一般公営住宅への転用を含め、入居率向上のための取組を実施することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部)          平成29年2月定例会に、特定公共賃貸住宅を公営住宅に準ずる住宅に用途変更するための条例改正案を提出しました。          条例が改正された後、公営住宅に準ずる住宅として低額所得者向けに入居の募集を行い、入居率の向上を図ります。</p>	<p>県土整備部</p>

②指定管理事業に係る間接費の取扱いについて		
中勢伊賀ブロック及び南勢ブロックの各指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業を間接的に管理する人員3名の人件費が含まれていない状況であった。収支状況報告に事業の実態をより適切に反映するため、当該人件費のような間接費についても合理的な基準に基づき按分することが望ましい。	(伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体) 間接部門に係る人件費については、平成28年度から適切に按分のうえ、収支状況報告に含めます。	伊賀南部不動産事業協同組合  三重県南勢地区管理事業共同体  県土整備部
(3) 県営都市公園 北勢中央公園		
【指摘：4件】		
①規程の整備について		
現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。 指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の規程を整備すべきである。	(株式会社名阪造園) 平成28年度中に契約方法についての規程を作成します。	株式会社名阪造園  県土整備部
②再委託契約の手続について		
消防設備点検業務については、前指定管理者が業務を委託していた業者に引き続き業務を委託していたが、業務委託契約が書面で締結されていなかった。契約の当事者として責任関係を明確にするため、必ず締結されたい。また浄化槽保守点検業務においては、業務の一部である水質検査を委託先以外の業者が実施していた。必ず、委託先から申請が行われるようにされたい。さらに広報業務について、委託先の都合により11月までの役務提供しか受けていなかった。支払額もそれに応じて減額しているが、こうした場合には、必ず書面で変更契約を締結すべきである。	(株式会社名阪造園) 平成28年度の消防設備点検業務については、8月に書面により契約を締結しました。 業務の委託先が再委託を行う場合には、事前に委託先から指定管理者に申請を行うよう、平成29年度から契約書に明記します。 契約内容に変更がある場合は、書面による変更契約を締結します。	株式会社名阪造園  県土整備部
③防災訓練の実施について		
指定管理者の平成27年度の業務計画では、防災訓練を実施することが計画されていたが、実際には実施されていなかった。スケジュールを定めて毎年定期的の実施するべきである。	(株式会社名阪造園) 平成28年度から、業務計画書に記載した年2回の避難・防災訓練の実施を徹底します。 なお、平成28年度においては、9月及び2月に実施済みです。	株式会社名阪造園  県土整備部



④郵便はがき及び販売代金の管理方法について	<p>はがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿が存在しない。また、はがきの販売代金についても指定管理者は継続的に管理をおこなっておらず、さらに窓口で保管しているうえに一度も回収されていない。今後、はがきの入出庫や販売代金の入出金を管理する管理簿等を作成して受払を継続的に管理し、あるべき数量や現金残高を把握するとともに、販売代金は定期的に回収することを徹底すべきである。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 平成28年8月に管理簿を作成し、郵便はがきの残数及び現金残高を把握しています。 また、販売代金については毎月、月末に回収しています。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>
【意見：3件】			
①収支差額の取扱いについて	<p>収支報告では収支差額がプラスになっているものの、指定管理者の収支状況報告において人件費として集計されているのは、現場管理事務所の業務に従事している職員分のみであり、指定管理者の本社で実施している事務に係る人件費は、指定管理業務に係る支出として計上されていない。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 平成28年度分から本社で実施している公園事務に係る人件費を、収支状況報告に計上します。  (県土整備部) 適正な指定管理料の限度額の設定が行えるよう、情報の蓄積に努めます。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>
②施設改修と利用料収入について	<p>平成26年度にテニスコート4面について、ハードコートから砂入り人工芝コートへ改修された。この結果、指定管理者の収入となるテニスコートの利用料金は増加している。この利用料金の増加については、次期の指定管理料の積算において考慮されることになるとはいえ、増加の状況によっては、管理対象の施設が増加した場合と同様となる可能性があり、指定管理期間の途中であっても、従前の指定管理料の水準が適切であるか検討することが望ましい。</p>	<p>(県土整備部) 県が行った施設改修により利用料金収入の増加が明確に見込める場合は、次年度の指定管理料の見直しを行うよう検討します。</p>	<p>県土整備部</p>
③消耗品の実残数管理について	<p>資産の管理を適切に実施するため、特に必要性が高いと考えられるグラウンドの土・石灰、テニスコートの砂については管理簿を作成して受払を継続的に記録するとともに、適時に実地棚卸を実施することが望ましい。</p>	<p>(株式会社名阪造園) 平成28年8月に管理簿を作成し、受払を継続的に記録し、適時棚卸を実施しています。</p>	<p>株式会社名阪造園 県土整備部</p>

(4) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

【指摘：5件】

①契約業務に係る規程・手続の整備について

現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば「売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする」といった定めがあるのが通常である。  
 指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められるため、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
 平成28年度中に契約方法についての規程を作成します。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
 県土整備部

②再委託契約の手続について

現在再委託が実施されている委託業務と、再委託業務として県へ報告されている委託業務の対応関係について、業務の数及び内容が不明瞭になっている。県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。また、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、また同一業者に対し複数の契約を行うよりも、1つに集約して大口の契約にした場合には、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
 再委託にあたっては、契約単位ごとに委託業務の内容等を明記したうえで、申請するようにします。  
 同種の契約については、発注時期や施工場所、経済性などを勘案し、契約を集約できるか検討します。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
 県土整備部

③契約関係の不備について

大白地区テニスコートに設置されている自動販売機について、業者と書面により契約が締結されていなかった。法的関係を明らかにするため今後は必ず締結されたい。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
 指摘に該当する自動販売機については、平成28年9月に書面により契約を締結しました。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
 県土整備部

④貸与品の管理について

貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。また、有効かつ適切な資産管理を実行するために、貸与品について定期的な実査を行う必要がある。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
 平成28年度中に貸与品等一覧表に管理番号を追記し、貸与品には管理番号を示したシールを貼付し、年1回以上実査による突合を行います。

(県土整備部)  
 年1回貸与品の実査を徹底します。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
 県土整備部

⑤熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について

平成 27 年度において、訓練が熊野灘臨海公園危機管理マニュアルに定められたとおりに実施されていない。危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
平成 28 年度から危機管理マニュアルに記載した年 1 回の津波避難誘導訓練等については、必ず実施します。  
なお、平成 28 年度においては、1 月に実施済みです。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
県土整備部

【意見：1 件】

①収支差額の取扱いについて

収支報告では収支差額がプラスになっているものの、当該事業の管理に間接的に携わる人員に係る人件費が含まれていなかった。間接的に携わる人件費に関しても適切な基準を設けて按分等を行い、指定管理業務に係る支出として計上することが望ましい。県としては、現状の収支差額に対する妥当性について每期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

(紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社)  
平成 28 年度分から間接的に携わる人員の人件費を、収支状況報告に計上します。  
  
(県土整備部)  
適正な指定管理料の限度額の設定が行えるよう、情報の蓄積に努めます。

紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
県土整備部

## 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）の策定について

新三重県建設産業活性化プラン（仮称）（以下、「新プラン」という。）の策定にあたり、これまで、「将来ビジョン」や「めざすべき姿に向けた建設企業像」、「めざすべき建設企業像を実現する取組」などについて報告しました。これまでの議論をふまえ、以下の点について項目などを追加し、最終案を作成しましたので報告します。

### 1 新プランの相関図について

#### 【常任委員会での意見】

活性化プランを市町へも周知し、一緒に取り組むべき。

#### 【外部有識者会議での意見】

活性化プランを推進していく建設業界や県などが取り組む相関がわかる図があるとよい。

→国や市町など関係機関との情報共有や新プランの考え方の周知について、建設業界や県民などとの関係を示した相関図を作成しました。

### 2 新プランの取組方針について

#### 【外部有識者会議での意見】

県が取り組む入札・契約制度の改善を中心に活性化プランを進めていくことを明記すべき。

→新プランの取組方針として、以下の記載を加えました。

「建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めることを新プランの取組方針とします。」

### 3 今後の予定

今回の常任委員会での意見をふまえた成案を作成し、建設業界、市町などへ新プランの周知を行い、取組を進めます。



# 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）概要（案）

## 1 策定趣旨

普段、通行している道路や、洪水を防ぐ河川堤防の整備などは、建設業が担っています。これらの公共土木施設を整備し、適切に維持管理をすることで、物流の高度化や洪水・浸水の被害の軽減など、その機能が発揮され、県民の皆さんの安全・安心で快適な生活、高度な経済活動が成り立っています。

これまで質の高い公共土木施設を整備し、維持修繕を行ってきたのが優良な建設業であり、今後も公共土木施設の整備、維持修繕は地域の建設業が担うこととなります。

また、地域の建設業は東日本大震災や熊本地震などの災害時に、道路啓開や応急対応などにあたり、緊急物資の輸送や二次災害の防止に貢献しました。

このように、将来にわたり重要な役割を担い、必要とされる建設業ですが、計画的・安定的な受注ができないなど、建設企業を経営していくことが困難な状況となっています。

そのため、建設業の活性化が実感できることをめざして、「新三重県建設産業活性化プラン（仮称）」を策定します。

## 2 新三重県建設産業活性化プラン（仮称）取組方針

建設業の活性化のためには、すべての建設企業の自助努力が不可欠ですが、建設企業が取り組むことのできない入札・契約制度の改善を中心に県が本プランに基づき、活性化に向けた取組を進めます。

## 3 計画期間

「みえ県民カビジョン 第二次行動計画」の期間と合わせて、平成31年度までとします。

## 4 将来ビジョン

**「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」**  
～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～

## 5 建設業のめざすべき姿

### （1）社会資本の整備と維持修繕を担う建設業

建設業は、良質な社会資本を提供するとともに、高度経済成長の時期に整備し、老朽化の進む社会資本を適切に維持し、品質・機能を確保する役割を果たします。そのために、若年者等の技術者・技能者を確保し、公共工事の品質を確保できる確かな技術・技能を将来にわたり維持・継承できることをめざします。

### （2）地域の安全・安心を担う建設業

建設業は、局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生が危惧される中で、災害発生時における復旧・復興という重要な役割を果たします。そのために、発災後に迅速に復旧・復興作業に対応できる能力を持ち続け、地域の安全確保に欠かせない建設企業として存在することをめざします。

### （3）地域の雇用に貢献する建設業

建設業は、地域の産業として、雇用を確保し経済活動を支えるという重要な役割を果たします。そのために、地域の人たちを継続的に雇用できる安定した経営基盤を確立し、将来にわたって存続できることをめざします。

## 6 建設業をとりまく現状

### (1) 確かな技術力を持つ建設企業

1. 県内の建設投資は、平成3年度の1兆4,658億円をピークに減少しており、平成26年度には6,761億円とピーク時の半分以下となっています。
2. 本県の当初予算額は、平成12年度の1,545億円をピークに減少しており、平成28年度は599億円とピーク時の約40%となっています。
3. 平成27年度の国土交通省の発注した三重県内の建設企業が参加可能な工事（一般土木）は、約198億円でしたが、三重県内の建設企業がすべて受注しているわけではなく、約23%（約46億円）の工事は三重県外の建設企業が受注しています。
4. 三重県内の常勤の現場労働者は、平成20年度に約8,400人であったのに対し、平成26年度には約6,600人まで減少しています。
5. 建設業に就労した新規高校卒業者の約半数が3年以内に離職しています。
6. 県内の一級土木施工管理技士のうち、39歳以下の一級土木施工管理技士が占める割合は、平成17年度は全体の約22%でしたが、平成27年度は約14%まで低下しました。
7. 平成27年度に県が総合評価方式で発注した工事の配置予定技術者の平均年齢は約49歳であり、若手技術者が工事を担当する機会が減少しています。

### (2) 地域に必要とされる建設企業

1. 近年は局地的な豪雨の頻発や、南海トラフ地震の発生も危惧されています。時間50mm以上の豪雨の発生回数は、30年前と直近10年を比べると約1.25倍です。南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70%程度とされています。
2. 災害協定を締結しているA・Bランク建設企業の分布を旧市町村別に見ると、平成28年度において旧9町村で災害対応空白地が発生しています。
3. 県土整備部の維持管理費は、平成18年度は約72億円でしたが、平成28年度は約88億円に増加しています。
4. 平成26、27年度に実施した道路施設の点検結果において、概ね5年以内に修繕が必要な施設の割合は、橋梁では全体の約6%、トンネルでは約58%、横断歩道橋では約52%であり、継続的な維持修繕が必要な状況です。

### (3) 未来に存続する建設企業

1. 本県の入札参加資格登録者は、当初予算額がピークであった平成12年度と比べ平成28年度では6%程度の減少にとどまっており、過剰供給構造となっています。
2. 価格競争では、約66%の入札においてくじ引きによる落札が発生している状況です。
3. 平成27年度の県土整備部・農林水産部の土木一式工事において、入札参加建設企業の約42%が工事を受注できませんでした。
4. 県土整備部の発注件数について、各四半期ごとの発注件数の差は近年では縮まっているものの、第1四半期では100件前後であるのに対し、第2～4四半期ではいずれの期間においても250件以上となっています。
5. 建設業の売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）は、平成26年度は2.72%（過去最高値）でしたが、平成27年度は2.63%に低下しました。
6. 平成25年度の三重県における工事落札率が平均89.3%であるのに対し、近隣県は93%以上であり、三重県の工事落札率は近隣県より低い状況です。
7. 三重県の設計労務単価は、主要11職種において平成25年度に比べ平成27年度で約10%上昇していますが、大工や左官の賃金は聞き取り調査では約1%しか上昇していません。
8. 建設業の従事者は減少しており、特に本県の39歳以下の就業者数は、平成17年の約28,000人に比べ、平成22年は約22,000人と著しく減少しています。
9. 県立高校において、従来から土木・建築系学科が無かった東紀州地域に加え、伊賀地域においても土木・建築系の学科が無くなっています。
10. 休業4日以上死傷者数は年々減少しているものの、建設現場での事故はニュースなどに大きく取り上げられ、危険な業種として認識されています。
11. 大学生を対象としたアンケートでは、平成24年度から、行きたくない会社として、「休日が少ない会社」と回答する学生の割合が年々高くなっています。
12. 最近の全国調査によると、公共工事の約8割の工事は4週4休もしくは4週5休であり、完全週休二日制を実施している工事は5%となっています。

## 7 めざすべき建設企業像

### (1) 確かな技術力を持つ建設企業をめざして（技術力）

#### ～ここで解決すべき課題～

1. 建設投資の減少による工事量の減少に対する対応
2. 国等の県発注工事以外の公共工事を受注するための技術力の向上
3. 新しい技術（建設ICTなど）による生産性の向上
4. 若年者等の定着促進
5. 若年就業者の有資格者の増加

- (1-1) 国などの県発注工事以外の公共工事も受注できる技術力を身に着けます。  
(1-2) 若年就業者を育成し技術・技能を適切に継承します。

### (2) 地域に必要とされる建設企業をめざして（地域貢献）

#### ～ここで解決すべき課題～

1. 局地的な豪雨の頻発等の自然災害から地域を守る
2. 南海トラフ地震等大規模災害に対する準備
3. 災害対応空白地をカバーする体制の構築
4. 公共土木施設の健全化をめざす
5. 地域に必要な地域貢献の継続
6. 社会的責務を果たす

- (2-1) 社会基盤の安全確保を担うことにより地域住民の生活を守ります。  
(2-2) 複数の企業で協力体制を構築し大規模災害などに備えます。  
(2-3) 建設企業の特性を生かした地域貢献を通じて、地域の一員としての責任を果たします。

### (3) 未来に存続する建設企業をめざして（経営力）

#### ～ここで解決すべき課題～

1. 計画的な経営のための情報の入手
2. 効率的な業務に向けた事業連携
3. 受注機会の拡大
4. 第1四半期における閑散期の解消
5. 経常利益率の向上
6. 適正価格での受注の拡大
7. 元請下請関係の改善
8. 継続的な若手人材等の確保
9. 労働環境の改善

- (3-1) 協業化による企業連携を強化し、企業存続をめざします。  
(3-2) 計画的な受注により、将来につながる経営基盤強化を図ります。  
(3-3) 適正な利潤が確保される価格での契約により下請企業を含む関連企業に利潤が配分され、業界全体が安定経営できるようにめざします。  
(3-4) 「土日完全週休二日制」の実施など労働環境の改善に業界全体でめざし、働きやすい職場と人材の確保を図ります。



## 8 取組目標と具体的な取組

(1) 確かな技術力を持つ建設企業

### 取組目標 工事における若手技術者の登用率

技術の継承を進めるためには、若手技術者（39歳以下）の活用が必要なことから、若手技術者の配置技術者の登用率を17.5%（H27）から21%にします。

#### 取組1 他機関発注工事の受注を可能とする技術力

- 総合評価方式対応力向上の取組 ●国等に対する県内建設企業受注機会拡大の要望
- 生産性向上に向けた取組 ●積算能力の向上の取組

#### 取組2 技術力向上に向けた取組

- 総合評価方式適用下限価格の引き下げ ●若年者等の定着に向けた計画的な育成・支援
- 技術者・技能者の技術力向上のための研修の支援 ●優良工事の表彰 ●建設キャリアアップシステムの活用の検討
- 総合評価方式における工事成績評価方法の見直し

#### 取組3 若手技術者が活躍する場の創出

- 若手技術者対象工事の発注 ●熟練技術者が若手技術者を支援する仕組みづくり

(2) 地域に必要な必要とされる建設企業

### 取組目標 維持修繕工事における地域維持型共同企業体での施工率

社会基盤施設の機能を適正に維持し、継続的に地域を守るためには、維持修繕工事全般を継続的に施工する体制づくりが必要なことから、維持修繕工事全般で地域維持型共同企業体が占める割合を43.6%（H27）から53%にします。

#### 取組4 建設企業の連携による包括的な維持修繕の促進

- 地域維持型業務委託の改善と拡大 ●地域維持型工事発注の実施 ●維持修繕を担う企業体の企業間の役割の見直し

#### 取組5 大規模災害発生後の復旧体制の確立

- ①災害復旧対応能力維持の取組
  - 災害対応訓練の実施
- ②災害復旧対応体制維持の取組
  - 地域を支える建設企業の育成

(3) 未来に存続する建設企業

### 取組目標 売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の企業）

厳しい経営状況におかれている建設業が未来に存続するためには、安定した経営が必要なことから、売上高経常利益率の平均値（売上高1億円以上の建設企業）2.63%（H27）を2.72%にします。

#### 取組6 計画的・安定的な受注・経営が可能となる入札制度への改善

- ①計画的・安定的な受注のための取組
  - 地域機関ごとの事業規模の明確化 ●公共工事の発注見通しの改善 ●受注機会均等化の取組
- ②建設企業の協業化を進めるための取組
  - 入札参加業者数の改善 ●管内下請の導入
- ③月別受注量の平準化の取組
  - ゼロ負債・債務負担行為の活用 ●余裕期間制度の導入と活用

#### 取組7 適正な利潤が確保できる入札制度への改善

- ①工事単位の利益率の向上の取組
  - 適正な予定価格の設定 ●総合評価方式における価格評価方法の見直し ●低入札価格調査制度の改正
  - 現場状況の変化に対応した適切な設計変更 ●標準工期の見直し
- ②受注者の事務負担等の軽減取組
  - ヒアリングなし型の総合評価方式の拡大 ●総合評価方式における提出書類の簡素化 ●電子化の推進
  - 円滑な工程管理に向けた受発注者間等の情報共有
- ③下請け企業（技能労働者）の利潤確保
  - 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の活用 ●技能労働者の賃金等の調査の実施
  - 重層下請の改善 ●総合評価方式適用下限価格の引き下げ（再掲）

#### 取組8 入職促進の取組

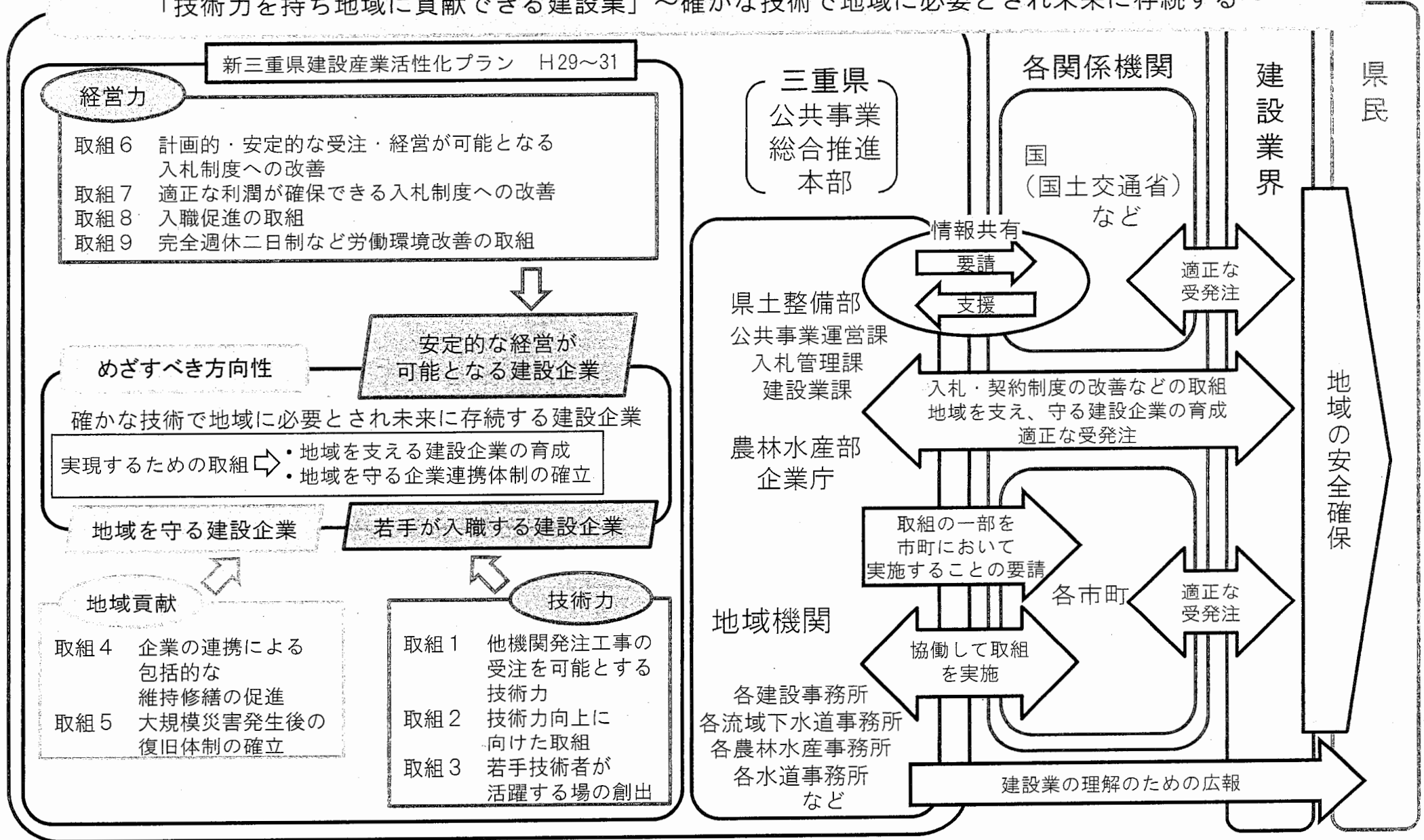
- 入職促進のための教育機関への働きかけと多様な県民へのインターンシップの支援 ●建設業の理解のためのPR

#### 取組9 完全週休二日制など労働環境改善の取組

- 「土日完全週休二日制」を条件とした入札の試行・拡大 ●安全な職場環境づくりの促進
- 女性就業者の職場環境の改善

新三重県建設産業活性化プラン(仮称)相関図

「技術力を持ち地域に貢献できる建設業」～確かな技術で地域に必要とされ未来に存続する～





## 三重県都市計画区域マスタープランの改定について

### 1 都市計画区域マスタープランについて

都市計画区域マスタープラン（以下「区域マスタープラン」という。）は、県内に24ある都市計画区域における、都市計画の目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針等を示すものです。

現行の区域マスタープランは、平成32年を目標年としているため、以下のスケジュールで改定作業を行い、平成42年を目標年とする次期区域マスタープランを策定します。

改定にあたっては、現行の区域マスタープラン策定後における社会情勢の変化や国の新たな施策、制度改正等をふまえた見直しを行います。

#### 【平成28年度】三重県都市計画基本方針の策定

区域マスタープランの改定に先立ち、県全体においておおむね共通する都市づくりの方向を示すため「三重県都市計画基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定します。

この基本方針に基づき、平成29年度以降に次期区域マスタープランの内容を検討します。

#### 【平成29～30年度】区域マスタープランの内容検討・作成

平成29年度に、生活上の結びつきが強い5つの広域圏（5圏域：北勢圏域、中南勢圏域、伊勢志摩圏域、伊賀圏域、東紀州圏域）における都市計画の目標等を検討し、平成30年度に、これをふまえた各区域の土地利用規制の方針や主要な都市計画の決定方針を検討し区域マスタープラン（案）を作成します。

#### 【平成31～32年度】区域マスタープラン策定に向けた法手続

区域マスタープラン（案）について、公聴会の開催、縦覧など法定の手続を進め、都市計画審議会に諮り、決定・公表します。

### 2 都市計画基本方針について

平成28年度内に策定を予定している基本方針については、昨年7月、都市計画審議会に諮問し、継続して審議を行っており、昨年12月に中間案を取りまとめました。

この中間案について、本年1月～2月に、パブリックコメントの募集や各市町からの意見聴取等を行いました。これらをふまえた最終案を3月22日に開催予定の都市計画審議会に示し、答申を受けて、策定・公表したいと考えています。

基本方針では、次期区域マスタープラン策定にあたり特に重視すべき都市づくりの課題及びその解決に向け、新たに留意すべき3つの観点を示します。

(1) 三重県の都市づくりにおける課題

①人口減少・少子高齢化の進展

人口減少社会においても持続可能な都市づくりを行うため、より実効性のある取組が必要です。

②大規模災害への対応

発生が懸念される南海トラフ地震等大規模災害に対応する都市計画の新たな取組が必要です。

③産業のグローバル化の進展

世界レベルでの産業動向等に対応するため、新たな成長産業の企業立地等を促し、地域経済の活性化につなげていくことが必要です。

(2) 三重県がめざす都市構造の形成に向けた3つの観点

①都市経営の観点【効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成】

平成26年8月に創設された「立地適正化計画制度」を活用し、生活サービス施設を市街地の中心部へ誘導し、その周辺等へ居住誘導を促進することにより、一定エリアにおける人口密度の維持を図ります。

②都市防災の観点【大規模災害の被害低減に向けた都市構造の形成】

南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されるなか、想定される災害リスクの範囲・程度を把握し、リスクの高い場所における建築物の構造強化や市街地の移転等を促進し被害の低減を図ります。

③都市活力の観点【地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成】

新たに整備が進む広域道路ネットワーク（新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道等）やリニア中央新幹線等、産業振興に資するインフラを活用し、地域経済を支える産業機能の集積に向けた土地利用を促進します。

## 三重県住生活基本計画の変更について

三重県住生活基本計画については、前回の常任委員会（12月13日）以降、パブリックコメント等による意見聴取を実施したところ、三重県住生活基本計画（案）を修正する必要がある意見はなかったことから、有識者で構成する懇話会に諮り内容の了承を得ました。

今後は、注釈の追加等によるわかりやすさへの配慮、最新数値への更新等精査のうえ、平成29年3月末に計画を策定、公表するとともに、高齢者や子育て世帯等の住宅確保、市町が行う空き家対策等への支援など各施策に取り組みます。

### 1 意見の集約・聴き取り

#### (1) 市町からの意見（2回目：平成29年1月10日～1月31日）

特になし

#### (2) パブリックコメント（平成29年1月10日～2月9日）

4件の意見と9件の質疑がありました。主な意見は次のとおりです。

- ・「高齢者、子どもを地域全体で見守るための住まい等の環境整備」に関しては、まさにそのとおりであり、具体的に取り組んでほしい
- ・「住育」（健康的な住まいの普及とその教育）の具体的な取組を期待する

#### (3) 懇話会における意見（平成29年2月27日）

- ・「三重県住生活基本計画」案の内容については了承
- ・今後は、高齢者等住宅確保要配慮者への居住支援や空き家対策等の各施策に取り組むことが大切

### 2 各意見への対応

各意見については、三重県住生活基本計画における具体的な施策展開についての内容であるため、今後の取組の参考とさせていただきます。



## 横断歩道橋へのネーミングライツの導入について

### 1 事業の概要

#### (1) 対象とする施設

道路管理者（三重県）が管理する横断歩道橋（101橋）を対象とします。

#### (2) 実施方法

以下の項目について、実施要項を定めます。

##### ①表示の制限

愛称の表示にあたっては、交通安全の確保や景観への配慮が必要なことから、一定の制限を行います。

##### ②ネーミングライツ料

年間18万円以上とします。

##### ③契約期間

3～5年の範囲で、応募者の希望による期間（年単位）とします。

##### ④対象とする応募者及び選定方法

『県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針』に基づいて定めます。

### 2 今後の予定

平成29年3月	: 要項等の整備、対象歩道橋の確認等
平成29年4月～5月	: 制度の周知
平成29年6月	: 募集開始（募集期間は約1ヵ月）
平成29年7月	: 事前審査会及び選定委員会
平成29年8月	: 契約締結





審議会等の審議状況（平成28年11月21日～平成29年2月14日）  
（県土整備部）

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	平成28年12月26日
3 委員	会 長 朝日 幸代 委 員 村山 顕人 他19名
4 諮問事項	桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画 下水道の変更
5 調査審議結果	原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県屋外広告物審議会
2 開催年月日	平成29年2月6日
3 委員	会 長 関 俊一 委 員 津田 由美子 他11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	前回の審議会にて答申を受けた事項への対応等を報告した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	平成29年2月14日
3 委員	副委員長 酒井 俊典 委 員 岡 良浩 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成28年度に開催された委員会における再評価及び事後評価 の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	